

官報

号外
平成二十年五月十五日

○第百六十九回 衆議院會議録 第二十九号

平成二十年五月十五日(木曜日)

午後一時 本會議

○今日の會議に付した案件
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣甘利明君。

(國務大臣甘利明君登壇)

○國務大臣(甘利明君) 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、悪質な訪問販売等による消費者被害が増加しており、特に高齢者に執拗な勧誘を行い、到底必要とはされないほどの多量の商品売りつける訪問販売や、こうした悪質な勧誘行為を助長するようなクレジット業者による不適正な与信が問題となっております。また、不当請求等のトラブルを引き起こしている一方的な電子メールによる広告や、クレジットカード情報の不正取得も問題となっており、さらに、商品やサービスが多様化する中で、まだ規制の対象となっていない商品やサービスといった規制の抜け穴をねらった悪質商法による被害も問題となっております。

これらの問題を克服し、高齢者の方々を初めとして、国民が安心して生活を送ることができる社会をつくるためには、抜本的に対策を強化すること

とが必要不可欠であります。

こうした認識のもと、真に消費者や生活者の視点に立つて、悪質商法対策の充実強化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の両法に共通する改正として、その規制の適用対象となる商品やサービスにつき、政令によって指定する方式を改め、原則としてすべての商品、サービスを適用対象とする方式への変更を行い、規制の後追ひからの脱却を実現いたします。

第二に、特定商取引に関する法律の一部改正であります。

訪問販売によつて締結した、通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約等を解除することができるとするほか、契約を締結しない旨の意思を示した消費者への勧誘を禁止します。また、あらかじめ承諾や請求を得ていない相手への電子メールによる広告の禁止や、通信販売において返品条件を広告に明示していない場合に返品をすることができるとする等の措置を講じます。

第三に、割賦販売法の一部改正であります。

個別の契約ごとと与信を行う個別クレジット業者に登録制を導入し、また、その加盟店である訪問販売業者等の勧誘行為の調査を義務づけることにも、虚偽説明等の不正な勧誘行為があつた場合には、消費者は与信契約を取り消し、既払い金の返還を求めることができることといたします。また、クレジット業者に対し、信用情報機関を利用した消費者の支払い能力調査を義務づけ、過剰な与信を禁止いたします。あわせて、クレジットカード情報の不正取得に対する罰則等、所要の規定を整備いたします。

以上が、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。三谷光男君。

(三谷光男君登壇)

○三谷光男君 民主党の三谷光男です。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました特定商取引法及び割賦販売法の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)冒頭、中国四川省で起きた大地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、早急な救助と一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

質問に先立ち、一昨日強行された道路整備費財源特例法改正案の再議決について一言申し上げます。

先日行われた衆議院山口二区補欠選挙は、民主党・平岡秀夫さんの圧勝に終わりました。私自身も候補とともに戦い、いただいた有権者の皆様からのお声は、道路特定財源のずさんな管理や税金の使い方は絶対許さないと、もう変えなさいと、いふ声にあらわれておりました。二度にわたる再議決は、まさに直近の民意を無視する暴挙であります。

ましてや、二度目の再議決当日の閣議において来年度から道路特定財源を一般財源化すると決定しながら、国会では政府・与党が十年間の道路特定財源を維持する法案を再議決するというのは、支離滅裂な所業ではありませんか。

福田内閣と与党議員にこの暴挙に対する猛省を求め、質問に移らせていただきます。

主にひとり暮らしの高齢者をターゲットにして、商品を次々に販売する次々販売など、新手法の悪質商法が後を絶ちません。国民生活センターによると、訪問販売などのトラブルで全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、年間十四万件にも上ります。

消費者を言葉巧みに誘い、あるいは判断力の乏しさにつけ込んで強引に売りつける悪質商法の多くにおいて、クレジット契約が使用されています。月々の支払いは少なく済みますよとの誘い文句で、支払い能力を大幅に超えた契約を結ばされ、多重債務に陥るケースも少なくありません。

クレジット契約が多用される背景には、商品代金の立てかえ払いを行うクレジット業者が、購入者の支払い能力を考慮することなく、過剰な与信を行っている実態があります。クレジット業者にとつては、契約時に購入者と直接のやりとりがないため、返済能力審査がずさんになりがちで、不適正与信が行われやすくなります。また、加盟店が多額の契約を結ばねば結ぶほど手数料収入がふえるため、加盟店の管理には消極的になり、悪質商

法業者と契約を切れない要因にもなっています。本改正案では、クレジット業者に対し、契約者の支払い能力調査を義務づけ、支払い能力を超える与信契約の締結を禁止するとともに、悪質な販売方法で結ばれた契約を解約した場合、既に支払った料金を請求できるなど、規制の強化が盛り込まれました。クレジット業者の責任を重くすることで悪質商法に歯どめをかけようとする方向は、大いに評価します。

しかし、クレジット業者の立場からは、既払い金返還が認められることによって、収益の圧迫が懸念されます。どのような契約が無効とされ、返還請求の対象となるのか、一定の要件を示す必要があると考えますが、政府の見解をお伺いします。

特に、ひとり暮らしのお年寄りに布団を何十枚も売りつけるなどの過量販売について、本改正案では、契約を結んでから一年間は、クーリングオフの期間が過ぎても解約できるとしています。法外な大量販売に家族などが後で気づいても解約できるようなことから、望ましい改正だと思えますが、一歩間違えば過剰規制にもなりかねません。どのような基準を設定するかが問題です。

必要な量を著しく超えるとした基準はどのような量を考えているのか、政府の見解をお伺いします。

貸金業法においては、業者からの借金が年収の三分の一を超えないようにする総量規制が導入されました。クレジット利用額についても同様のルールを設けるべきだという意見もありましたが、今回は見送られました。クレジット契約の総量規制について、政府の見解をお聞かせください。

また、過剰与信対策の実効性を高めるために、具体的にどのような場合を過剰与信とするか、判断基準を示すことが必要と考えます。政府の見解をお聞かせください。

クレジット業者が得る手数料は、分割払いの回数によつて利息制限法の上限金利を上回るものもありながら、法的な規制はかけられていません。手数料に何らかの制限を設けることも検討すべきと考えますが、政府の見解をお聞かせください。

本改正案では、訪問販売業者に対し、消費者に勧誘や契約締結に応じる意思があるかどうかを確認するよう努力義務を課し、拒否した相手への再勧誘を禁止するとしました。在宅時にセールスマンがやってきて、要らないと断っているにもかかわらず、強引に商品の説明を延々聞かされた経験がある人は少なくありません。居座られて仕方なく契約したという話も珍しくありません。悪質な訪問販売を排除するためには規制強化も必要だと考えます。

他方で、飛び込みセールスや戸別訪問は、いわば営業の常道です。また、自動車や住宅、置き薬など、御用聞きに回つて新規契約につなげるなど、業態によつてもセールスの方法は千差万別です。これらの訪問についても、今回は要らないと言われたら再訪問禁止になるのではないかと懸念が聞かれます。

悪質な次々販売の事例は、展示会商法でも横行しています。一度来た顧客に対して電話等で執拗に来店を迫り、高額のクレジット契約を強要する悪質な展示会商法については、一部しか対象になつていません。抜け穴になつていないのか、かとの声も寄せられています。

店舗販売のような一般的な商取引を一律に規制することは、商業活動全般に悪影響を及ぼすおそれもあることは考えなければなりません。頻発する展示会商法のような悪質商法をこのまま見逃すわけにはいきません。健全な一般取引への悪影響を排除しつつ、対策を早急に検討する必要があります。政府の検討状況をお伺いします。

インターネット取引によるトラブルもふえています。インターネット通信販売では、直接商品を見ることができず、取引相手の顔を見ることがないため、画像とは異なる商品が届いたり、お金だけ振り込んで商品が届かないなどの被害が報告されています。

今回の改正案では、返品に関する規制とクレジットカード情報の保護が盛り込まれましたが、対策はまだまだ不十分です。決済方法のあり方や場の提供者の責任に対する考え方についても、取引実態を見守りながら、さらなる措置について検討すべきと考えますが、政府の見解をお伺いします。

悪質商法に対する行政側の担当窓口はばらばらです。縦割り行政の弊害がここにもあらわれています。

本改正案の所管は経済産業省ですが、国民生活センターは内閣府、広告メール規制についても、送信業者が総務省、広告主が経済産業省です。悪質商法の被害に遭ったとき、どこに相談すればいいのか。情報を広く集め、素早く対策に取り組むために、相談窓口の集約、一元化も必要と考えます。加えて、悪質業者の摘発には、警察庁や公正取引委員会との連携も欠かせません。

悪質商法対策について、各省間の連携は現在どのように行われているのか、経済産業大臣から実態に即してお答えください。

福田総理は、消費者行政を一元的に推進する強い権限を持った新組織を来年度に創設する方針を打ち出しています。

民主党は結党以来、生活者、納税者、消費者の立場を代表する党として、常に消費者の視点に立った政策実現を目指してきました。その立場から、消費者行政の強化が喫緊の課題であり、真に消費者のためになる行政機関であれば大いに賛成しますが、各省庁の持つ権限を有機的に集約することが本当にできるのでしょうか。消費者の名を冠した組織を急いでつくつても、中身が空っぽであつたり、見えない権限だけ切り取つて強い権限を持つ新組織をつくつたというのであるならば、それは、消費者の安全や利益に資することにはなりません。

ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故が始まる消費生活用製品の安全の問題や、中国製冷凍ギョーザ中毒事件など食の安全にかかわる問題、薬害の問題、金融商品取引の問題、そして議題である悪質商法の問題など、消費者の安全、利益にかかわる問題は広範囲にわたっています。

仮に、これらの機能を一元化しようとするならば、新組織の役割と各省庁の役割の切り分けをどのように行うか、丁寧な作業が必要であります。福田内閣はどのような新組織をつくらうとされているのか、消費者行政推進担当大臣から明確にお答えください。

民主党では、現在、真に消費者の利益を優先し、消費者の立場で行政を監視する、消費者オンブズマン制度を検討中であり、内閣の外側から強い権限を持つ消費者行政をチェックし、同時に、国会に対しても法令制定等の意見を言える、そういった独立機関が必要ではないかと考えております。

最後に、そもそも、消費者、生活者重視と言

ながら、四月に期限切れとなつた揮発油税などの暫定税率を、民意を無視して強行・再議決により復活させ、道路特定財源のずさんきわまりない税金の使い方を改めないといった所業は、消費者、生活者の切実な声を無視しているに等しい所業であります。そのような福田内閣に、消費者重視の政策ができるはずありません。

真に生活者の視点に立つた政策の実現は、どうぞ私たち民主党にお任せください。これから力強く生活者重視の政策を押し進めていくことを国民の皆様にお約束して、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 三谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、既払い金返還が認められる場合の要件を示す必要があるとの御指摘であります。既払い金返還規定につきましては、不意打ち性や取引の複雑性が高く、消費者の自由な意思表示が困難になりがちな訪問販売など、消費者トラブルが多い取引における個別クレジット契約を対象としたしております。

この場合におきまして、商品の性能、引き渡し時期など契約の重要事項とされるものについて不実のことを告げたり、故意に告げなかったりしたために、消費者が契約内容について誤認した場合、クレジット契約を取り消し、既払い金の返還を受けることが可能となるような規定といたしております。

次に、必要な量を著しく超えるとはどのような量を考えているのかについてお尋ねがありました。

必要な量を著しく超えるとは、多少購入し過ぎたという程度ではなく、日常生活において、一般の方であればまれにしか購入しないような分量の場合が該当するものであります。

なお、個別の事例においては、商品等の性質、機能や購入者側の世帯構成、人数等の事情を勘案

して判断されていくものと考えております。次に、クレジットにおける総量規制及び過剰与信の判断基準を示すことの必要性についてのお尋ねであります。

クレジット審査では、年収のほか、債務の支払い状況、販売する商品の価値などさまざまな要素を総合的に見て支払い能力を判断すべきものであるため、一律の数値基準のみで判断するような総量規制を行うことは適当ではないものと考えております。

今回の改正案では、消費者が居住用資産を処分したり、必要最低限の生活維持費を支払い原資に充てることなく、支払い可能と見込まれる額を超えるようなクレジット契約を禁止することで、過剰与信を防止することとしております。

さらに、訪問販売等に個別クレジットが利用される場合には、事業者の恣意的な判断がなされないよう、具体的なガイドラインを示すなど適切な運用を図ってまいります。

次に、クレジットにおける手数料について、何らかの制限を設けることを検討すべきとの御指摘であります。

クレジット会社各社は、適正な手数料を意識し、自主的取り組みにより、手数料率の大半を既に利息制限法の上限金利以下の水準としております。また、クレジットは、金銭の貸し付けと異なり、返済のための借り入れを重ねるといった性質を有していないので、高額な手数料が原因で債務が累積的に増加するという問題は特にないものと承知をしております。

したがいまして、今回の改正案におきましては手数料規制を設けてはおりませんが、引き続き実態を注視してまいりたいと考えております。

次に、再勧誘に関する規定における通常のセールスと悪質な勧誘の線引きについてのお尋ねであります。

再勧誘に関する規定は、訪問販売による被害の中に、消費者が断っているにもかかわらず、事業

者が執拗、強引な勧誘を継続することにより意図しない契約を締結させられるといった例が多いことが背景にあるものであります。

今回の法律案の策定におきましては、消費者が契約を締結しないという意思を示した場合に、これを無視して勧誘を行うことを悪質な勧誘と考えたものであります。

なお、本規定の運用に際しましては、勧誘を禁止される社会通念上妥当な期間や契約を拒絶する意思の表示のあり方などにつきまして、事業の実態に即したルールを明らかにし、健全な事業者に対する過剰な規制とならないよう十分に意を用いてまいります。

続きまして、展示会商法への対策の検討状況についてのお尋ねがありました。

一定期間のみ商品等を展示、販売する、いわゆる展示会を利用した悪質商法につきましては、既に一部が特定商取引法の適用対象となっておりま

す。しかしながら、昨今の被害事例では、展示会の開催期間を長くして規制を逃れる事業者が多く見られます。

このため、通常の物産展などの一般的取引に十分配慮しつつ、関係規定の内容を見直し、展示会商法に対する特定商取引法の適用範囲を拡大する方向で検討を進めてまいります。

続きまして、インターネット取引における決済方法のあり方や場の提供者の責任に対する考え方についても、さらなる措置について検討すべきとの御指摘がありました。

これらの課題につきまして、消費者保護を図る観点からの措置を講ずるべきではないかという御意見があることは認識をいたしております。

一方で、これらに関しては消費者同士の取引が対象となり得ることや、技術的進歩に伴って取引の形態が変化を続けていること等に加えて、事業者が自主的な取り組みを進展させている状況にあります。

こうした実態を踏まえまして、法的な手当てが

必要か否かも含めて、今後さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、悪質商法対策に関する各府省庁との連携の実態についてのお尋ねがありました。

悪質商法への対策につきましては、各府省庁間の密接な連携が重要であります。

例えば、悪質商法の情報の入手に関しては、内閣府国民生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆるPIONETであり

ますが、この端末を昨年の十二月から経済産業省に設置し、消費者相談情報を迅速に検索できるようにいたしました。

また、経済産業省、内閣府、金融庁、警察庁、公正取引委員会等で構成をされる悪徳商法関係省庁連絡会議や、集団投資スキーム連絡協議会にお

きまして、調査中の案件等について情報交換を行っています。

さらに、行政処分の実施や処分事業者の刑事告発に際しましては、当該事案に関する府省庁との密接な情報交換や協力を行っております。

以上です。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇)

○国務大臣(岸田文雄君) 消費者庁につきましてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、去る四月二十三日に開催いたしました第六回消費者行政推進会議におきまして、福田総理から、消費者庁、これは仮称ではございますが、その創設に向けた基本的考え方として、六つの基本方針、そして守るべき三つの原則について発言がありました。

具体的には、消費者の視点から政策全般を監視し、消費者を主役とする政府のかじ取り役となる消費者庁を創設すること、取引、安全、表示など、消費者の安全、安心にかかわる問題を幅広く所管すること、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般について司令塔として位置づけること、国のみならず地方の消費者行政も強化すること、また、来年

度から消費者庁を発足させることなどでありま

す。
今後は、こうした総理の示されたお考えを踏まえ、消費者行政推進会議において取りまとめに向けた議論を引き続き進めていただき、その取りまとめを受け、消費者、生活者が主役となることを実感することができると消費者行政の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 公明党の大口善徳でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま趣旨の説明がありました特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

去る五月二日にミャンマーにおいてサイクロンによる大災害が発生し、九日のホームズ国連事務次長の発言によれば、被災者は百二十万から百九十万に及ぶとのことでありました。また、十二日には、中国西部の四川省でマグニチュード七・八の大規模地震が発生し、多数の死傷者、行方不明者が出ています。いずれも、いまだ被害の全貌は明らかではありませんが、甚大な被害が発生しており、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

生命の危機にさらされている多くの人々を救うのは、まさに時間との闘いであり、政府におかれては、最大限の迅速かつ実効性のある支援をお願いいたします。

質問に入ります。
近年、相次ぐ食品事故、製品事故に加え、高齢者等をねらい撃ちするような悪質商法の横行は、看過しがたい社会問題であります。

我が国において、安全、安心な社会を形成することは極めて重要な課題であり、特に、消費者重視の行政は、福田内閣が一番力を注いでいる政治

の方向性でもあり、今や、消費者を重視した取り組みこそが、新たな価値を生み、経済の活性化にもつながる時代となっています。政治も行政も企業も、そうした生活者や消費者の目線でこれまでのあり方を見直すことが求められているのでございます。

こうした中で、特に悪質な訪問販売等によるトラブルへの対応は待ったなしであります。中でも、商品やサービスごとに分割払いで購入する個別クレジットは、利用限度がないため、次々に契約を結ばれ、気がつけば多額の支払い義務を負う事態が起こっております。

例えば、認知症の年金生活者の女性に対し、複数の呉服会社がクレジット契約を通して、売買代金総額で三千万もの大量の呉服を次々販売したケースを初め、とても返済を見込めないような人に対してもクレジット契約による過剰与信が行われ、被害が拡大しています。

公明党といたしましても、悪質商法トラブルから高齢者等の消費者を守るため、昨年五月に法改正を含め具体策を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、クレジット過剰与信の被害者や弁護士など関係者から被害実態を聞き取り、問題点を絞り込むなど、法改正に向けて精力的に党内論議を重ねてまいりました。

昨年十一月には、甘利経済産業大臣に、特定商取引法及び割賦販売法の両法の改正について、一、行政監督の及ばなかった個別クレジット会社を登録制とする、二、悪質販売の場合、クレジット会社は既払い金を返還する、三、一部を除き、原則としてすべての商品、サービスを法規制の対象とするなど、十項目にわたる申し入れを行ったのであります。

今回の改正案は、我が党の申し入れ事項の多くが取り入れられ、訪問販売等の規制を強化し、販売業者の悪質な行為に罰、加盟店契約を結ぶクレジット会社にも責任を負わせるなど、悪質商法問題に対する大きな前進をもたらすものと期待を

しておりますが、以下の諸点について質問をさせていただきます。

まず、本改正案は、被害の未然防止と被害者救済に向けて、抜穴のない規制体系とするために、特定商取引法及び割賦販売法において指定商品・役務制を廃止し、原則としてすべての商品、役務を規制対象とする原則適用方式を採用しております。

今後、特定商取引法から適用除外とされる商品、役務の整理が必要となりますが、安易に適用除外分野を拡大し、ネガティブリストのもと適用除外品リストを必要以上に複雑化すれば、法改正の本旨が損なわれるとも考えられます。適用除外の基準の考え方や適切かつ早期の明確化について、経済産業大臣にお伺いいたします。

次に、過量販売対策についてお伺いします。
例えば、ひとり暮らしの高齢者などに執拗な勧誘を繰り返して、不必要なものを大量に購入させるような商法は極めて悪質性が高く、最後には貯金も家も処分せざるを得ないような悲惨な被害が生じている状況であります。

今回の改正案は、訪問販売の場合に、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品、役務の販売、すなわち過量販売について、契約締結時から一年間は契約解除できることとした。しかしながら、不適切な過量販売につき、消費者側の立証責任が重くなるようでは、使い勝手が悪いものになります。立証責任の軽減について、本改正案でどのような手当てがなされているか、経済産業大臣の御見解をお伺いいたします。

既払い金の返還制度についてお伺いします。
現行の割賦販売法では、販売方法に問題があつて契約が無効になった場合、未払い分の支払いの拒絶が認められていますが、既に支払った分については消費者に返還されず、被害救済が十分ではありませんでした。

本改正案では、訪問販売等で、特商法が定める不実告知等の不適正な勧誘や過量販売を行った場

合、クレジット契約を取り消すことができ、支払済みの代金も返還されることになった点については高く評価すべきであります。

ただ、特商法の対象でない店舗販売等は規制の対象外であり、販売会社が倒産した場合も既払い金返還請求が認められないなど、なお問題が残されているのではないかと考えておりますが、これらの被害者救済のあり方についてどのようにお考えか、経済産業大臣にお伺いいたします。

悪質な次々販売の被害事例の中には、年金暮らしの高齢者など支払い能力に乏しい消費者との間で高額な個別クレジット契約を結んでいる場合が多く、悪質な販売を排除するためには過剰与信問題を解決しなければなりません。

現行法では、クレジット会社には過剰与信の防止が義務づけられておらず、返済能力のない人とは契約を結ばないよう求める努力規定のみでありました。

今回の割賦販売法改正でクレジット会社に過剰与信の防止が義務づけられましたが、その判断基準について、与信可能な額を年収の一定割合以下とするなどの総量規制を導入すべきとの意見もありますが、できる限り具体的な数値基準の原則を示すことにより、実効性のあるものにすべきであると考えます。この点について経済産業大臣にお伺いいたします。

今回の法改正は広範多岐にわたっており、重要な変更を伴うものでありますので、消費者、特に被害の多い高齢者には、特段の配慮をし、地方自治体とも協力して、わかりやすいパンフレットの配布やきめ細かな説明など、工夫を凝らして広報活動を展開するなど、制度の周知徹底を図る必要があります。

また、民事ルールが消費者生活相談等を通じて円滑に利用され、消費者被害を未然に防止するための消費者教育も重要であります。さらに、クレジット会社、訪問販売業者等の事業活動に及ぼす影響も極めて大きく、法施行に当たって混乱のな

いような万全の準備も必要です。
経済産業大臣の施行へ向けての取り組みについて、お伺いいたします。

本年四月二十三日、福田総理は、消費者行政推進会議において、消費者を主役とする政府のかじ取り役となる消費者庁(仮称)を来年度から発足させ、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の立て直し、強化のため、国が講ずべき支援等を検討する旨明言されました。

本年一月の代表質問で、我が党の太田代表も、消費者庁をつくるべきだと長年の主張を改めて主張いたしました。

消費者庁の創設へ向けての取り組みについて、内閣官房の消費者行政を担当されている岸田大臣に、また、地方の消費者行政の強化への取り組みについて増田総務大臣に、それぞれお伺いいたします。

以上、本法律案に関し、消費者保護の観点から、重要課題について御質問させていただきます。

公明党は、今後とも消費者の視点に立った政策を推進すべく、政府とともに全力を尽くしてまいることとお誓いし、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君) 大口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、特定商取引法の適用除外の基準の考え方、その早期の明確化についてのお尋ねであります。

訪問販売等に関する特定商取引法の規制の適用除外とするべき商品等につきましては、改正法案に掲げているもののほか、訪問販売等に関し消費者の利益を適切に保護することができると認められる法律の監督下にあることを要件として政令で定めることとしております。

具体的には、消費者保護のための措置を講ずる

ことが可能となるような法目的であること、消費者被害発生時における是正措置が現に整備されていることの二点を満たす法律の監督下にあるものを政令で定めることとしております。

政令の策定につきましては、法案成立後、早急に準備作業に取りかかり、内容を取りまとめる予定であります。

次に、過量販売契約の解除における消費者の立証負担の考え方についてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、特に過量販売契約につきましては、被害者が高齢であることも多く、消費者の立証負担の軽減は重要な課題であります。

現在、特定商取引法や民法の取り消し規定を根拠として事業者と争う場合、事業者が悪質な行為を行ったことを消費者側が立証する必要があるため、特に高齢者の方々には利用が難しい面がありました。

このため、今回の改正案におきましては、過量販売が行われたことをもって消費者が契約解除等を主張することができる根拠規定を創設し、被害者の立証に関する負担を軽減することを意図いたしております。

次に、既払い金返還が認められない店舗販売や、販売会社が倒産した場合における消費者被害の救済についてのお尋ねであります。

既払い金返還規定につきましては、消費者トラブルが集中をし、不意打ち性や取引の複雑性が高く、消費者の自由な意思表示が困難になりがちな訪問販売等について対象とすることとしております。

御指摘の店舗販売につきましては、今回の改正で、個別クレジットを行う業者を登録制の対象とするとともに、店舗販売の場合も含めて消費者からの苦情を適切に処理するよう義務づけており、これにより消費者トラブルへの適切な対応が可能になると考えております。

また、販売業者が倒産した場合の既払い金返還につきましては、クレジット業者がクレジット契

約の締結前に調査を尽くしたとしても、倒産の可能性をあらかじめ把握することは極めて困難であることから、倒産という事実のみでクレジット業者に既払い金返還を一律に請求できるようにすることは適切ではないと考えております。

続きまして、過剰与信防止義務について、判断基準として数値基準を示すなど実効性のある規制にすべきではないかとの御指摘であります。

クレジット審査では、年収のほか、債務の支払い状況、販売する商品の価値などさまざまな要素を総合的に見て支払い能力を判断すべきでありまして、一律の数値基準を定めることは適当ではないと考えております。

一方、今回の改正案では、消費者が居住用資産を処分したり、必要最低限の生活維持費を支払い原資に充てることなく、支払い可能と見込まれる額を超えるようなクレジット契約を禁止すること

で過剰与信を防止することとしております。また、訪問販売等に個別クレジットが利用される場合について、事業者の恣意的な判断がなされないよう、具体的なガイドラインを示すなどによりまして、今般の改正規定が実効性のあるものとなるよう、適切な運用を図ってまいります。

最後に、制度の周知徹底等、改正法の施行に向けた取り組みについてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、今回の法改正は、指定商品制、指定役務制の廃止を含む大規模な改正でありますので、内容の周知徹底が重要と認識をしております。

法律、政令、省令のみならず、ガイドラインや通達も十分に整備した上で、消費者の方々、実際に消費者が頼りとする消費者相談員の方々、規制の対象となる事業者の方々に対して、それぞれきめ細かな周知を行ってまいり所存であります。

また、消費者相談の窓口であるとともに法執行の一翼を担っていただいている地方自治体とも十分な連携を図り、スムーズな法施行を目指してま

いります。
以上です。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) 消費者庁の創設に向けての取り組みについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、去る四月二十三日開催いたしました第六回消費者行政推進会議において、福田総理から、消費者庁の創設に向けた基本的考え方として、六つの基本方針と守るべき三つの原則について発言がありました。

今後は、総理のお示しになったお考えを踏まえ、消費者行政推進会議において取りまとめに向けた議論を引き続き進めていただき、その取りまとめを受け、政府としての方針を決定してまいります。

その中にありまして、消費者行政推進担当大臣といたしましては、一つは、地方の窓口機能の充実を初め情報一元化の仕組みをしつかりとつくっていくこと、二つ目として、集約した情報を分析し、対応できる専門性を兼ね備えた新組織をつくっていくということ、そして三つ目として、新組織が消費者行政の司令塔たる役割を果たせるようしつかりとした権限を付与すること等を重視しながら、消費者の視点から政策全般を監視し、消費者を主役とする政府のかじ取り役となる消費者庁の来年度発足に向けて努力していかねればならないと考えております。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇〕

○国務大臣(増田寛也君) 大口議員から、地方の消費者行政の強化への取り組みについてお尋ねがございました。

消費者行政の強化のためには、国に消費者庁を創設するのみならず、地域の現場で直接消費者の方々への対応をする地方公共団体の体制の強化が不可欠である、このように考えております。

先般、福田総理から示されました消費者庁の創設に関する指示の中でも、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の立て直し、強化のため

に、当面、国が講ずべき支援策のあり方について検討するよう求められているところであり、消費者問題に迅速かつ的確に対応するための地方への権限移譲や国の支援策等につきまして、担当大臣である岸田大臣と十分協力の上、検討を加速してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 増田 寛也君
経済産業大臣 甘利 明君
国務大臣 岸田 文雄君

出席副大臣

経済産業副大臣 新藤 義孝君

○議長(河野洋平君)の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

地域再生法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十年度森林及び林業施策」についての文書

(理事補欠選任)

一、昨十四日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君 (理事西博義君昨十四日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

保坂 展人君 補欠 日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

保坂 展人君

日森 文尋君

(議案付託)

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

宇宙基本法案

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

(議案送付)

定の議許表第三十八表日本国の議許表の修正及び訂正に関する二千八百一十二年二月二十二日作成された確認書の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る十三日、次の内閣提出案(参議院否決)に対して出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきに本院において可決したとおり、再び可決した旨参議院に通知した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海上自衛隊呉史料館の展示内容等に関する質問主意書(菅野哲雄君提出)

外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ループル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

積極財政に関する再質問主意書(滝実君提出)

学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問主意書(平沼赴夫君提出)

長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北海道開発局幹部による官製談合への検察の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出カネミ油症問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ネットカフェ難民に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保と改正介護保険法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の確保・定着等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出裁判員制度と介護保険制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇八年四月二十六日に行われた日口首脳会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における真金問題を名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察組織における調査活動費の真金流用に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出肝炎四一ハリスト実態調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の支援金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出平成二十年四月十七日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土におけるレーダー誘導装置等の設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十年四月二十三日提出
質問 第三二〇号
カネミ油症問題に関する質問主意書
提出者 保坂 展人

カネミ油症問題に関する質問主意書
一九六八年、福岡県、長崎県など西日本一帯で深刻な健康被害を及ぼした国内最大規模の食品公害、カネミ油症事件は今年、発生から四十年が経過する。昨年の秋に「カネミ油症被害者救済特別法」が成立し、厚生労働省は二〇〇八年度、与党救済策に基づき、生存する認定患者約一三〇〇人らを対象に、協力金二十万円の支給を伴う初の健康実態調査を実施する予定となっている。

しかし、現在まで約一四〇〇〇人から届出があり、実際の被害は一〇万人にも及ぶと推定されるにもかかわらず、認定された人は約一九〇〇人であり届出の約十四％に過ぎない。認定されたとしても、甚大な被害と人類史上初のダイオキシンを口から食した食品公害事件であるカネミ油症の被害者への補償は、他の公害・被害被害と比較しても極めてわずかなものでしかなかった。「全国油症研究班」により認定された段階でカネミ倉庫から見舞金二十万円の支給と「油症治療券」の交付のみである。「油症治療券」の運用は恣意的と思われる。医療費の申請をしても給付されないケースも多いといわれる。また、認定そのものも基準が油症を限定的に線引きしているため、同じ食卓で汚染油の料理を食べた家族でも、ポリ塩化ビフェニール(PCB)やダイオキシン類の血中濃度の高低や症状の違いで認定と未認定に区分されるケースが少なくない。認定作業を行ってきた「油症研究班」に対して国は油症関連研究費として二〇〇六年度までに計約二十六億四千万円を投入。油症検診は毎年実施しているが、研究班はこれまで、研究の進捗をよく患者に直接伝えることがほとんどなかった。治療法や化学物質の体外排出法の確立も遅々として進まず現在に至っているが、厚生労働省は健康実態調査も研究班を軸に進める方針を崩していない。

とりわけ被害者のご苦勞は、察して余りある。一九八四年から八五年に一部訴訟の下級審で国の賠償責任が認められ、原告に仮払金一人平均三百万円が支払われたが、八七年に原告が国への訴えを取り下げた結果、九七年国が一斉に仮払金返還の調停を申し立てたことにより、仮払金を医療費などで使い切ってしまった被害者の方の中には自殺者も出たという二重三重の悲劇もある。先の「カネミ油症被害者救済特例法」によりほとんどの被害者が仮払金返還を免除されるが、失われた命は戻ることはない。

二〇〇八年度実施の健康実態調査に被害者の皆さんは期待すると同時に、未認定被害者の救済など多くの課題が残されたままである。食の安全が問われる情勢の中、その原点でもあるカネミ油症の問題における国の責任は極めて重大である。よって以下の通り質問する。

- (1) カネミ油症被害発生と四十年に及ぶ対策の遅れに関する国の責任について、政府はどのように認識しているのか見解を求める。
- (2) 被害発生当時、カネミ倉庫がカネミライスオイルをどこに販売し、どこで使用したかという事実を政府は把握しているのか、また調査の必要性を認識しているか。見解を求める。
- (3) 現在までの認定患者への救済策について、他の公害・被害被害と比較して妥当であるか、認識しているのか。被害患者への医療保障、所得保障について、政府の見解を求める。
- (4) 現在の認定基準の妥当性及び未認定患者救済の必要性について、政府の見解を求める。

(5) 国が油症関連研究費として「油症研究班」に対して二〇〇六年度までに支出した計約二十六億四千万円の使途の公表をすべきと考えるが如何か。同時に治療法や化学物質の体外排出法の確立も遅々として進んでいない現状についての認識、ならびに、引き続き「油症研究班」を健康実態調査の主軸とすることを変更する考えがないのか、政府の見解を求める。

(6) 国がカネミ倉庫に政府米保管費用として支出している予算を、被害者救済に直接支出する考えはないのか、政府の見解を求める。右質問する。

内閣衆質一六九第三二〇号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員保坂展人君提出カネミ油症問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員保坂展人君提出カネミ油症問題に関する質問に対する答弁書

(1) について

カネミ油症事件については、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ジベンゾフラン等が混入したため油の製造及び販売を行ったカネミ倉庫株式会社とその発生の責任があり、その当時、当該油による健康被害発生の危険の切迫を容易に知り得るべき状況になかった国に同事件の発生の責任はないものと考えている。

政府としては、同事件の発生後、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令に基づき、地方公共団体と連携し、被害拡大防止のために適切に対応するとともに、同様の事件の発生を防止するため、同法に基づく規制を強化するなどの対策を講じたところである。さらに、カネミ油症患者の治療法の確立等のため、油症研究班が行う調査研究に対する補助を行うなどの措置を講じてきたところであり、カネミ油症事件に係る対策が遅れていたとは考えていない。

(2) について

政府としては、昭和四十三年十月に、患者の発生が見られた地方公共団体に対して、カネミライスオイルの流通経路を把握し、疫学的調査を行うこと等を指示し、当該調査の結果も踏まえ、カネミ油症事件に係る対策を講じてきたところであり、御指摘の調査を改めて実施する必要はないものと考えている。

(3) について

政府としては、カネミ油症被害患者に対しては、現行の社会保障制度に基づき必要な医療保障及び所得保障が行われてきていると考えている。また、お尋ねの「公害・被害被害」との比較については、国の被害発生の責任の有無等国が救済措置を行うこととしている具体的な事情を考慮する必要があると考える。

(4) について

油症診断基準については、油症研究班において、科学的・医学的知見に基づき平成十六年にダイオキシン類の血中濃度を基準に盛り込む改定を行ったところであり、現在の診断基準は妥

当なものであると考える。今後、新たな科学的・医学的知見が得られれば、油症研究班が、必要に応じて同診断基準を見直し、これにより、現在未認定の者であっても、新たに認定される可能性があるものと考えている。

(5) について

厚生労働省としては、油症研究班の調査研究に対する国庫補助金の使途について、同研究班から報告を受けているところであり、その内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があれば開示するものである。

油症研究班は、世界的にも、治療法や化学物質の体外排出法の確立には至っていない中で、ダイオキシンの排泄促進効果が期待されるコレラチミドによる臨床試験や漢方療法に積極的に取り組んでいるものと認識している。

また、御指摘の「健康実態調査」については、平成二十年度に初めて厚生労働省が関係都府県に委託し実施することとしているものであり、御指摘のように以前から油症研究班を「主軸」として実施しているものではない。なお、同調査については、これを効果的に実施するため、油症研究班と連携して実施することとしている。

(6) について

御指摘の政府米保管費用については、「カネミ油症事件に関する措置について」（昭和六十年二月二十二日法務・厚生・農林水産三大臣確認事項）に基づき、カネミ倉庫株式会社に支出しているものであり、現時点において、この仕組みを変更することは考えていない。

平成二十年四月二十三日提出
質問 第三二二一 号

長期休暇を取得している外務省職員に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

長期休暇を取得している外務省職員に関する
質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第二九二号)を踏
まえ、質問する。

一 外務省国際情報統括官組織において、アルバ
イト職員を雇用しているか。

二 一で、雇用しているのなら、同組織国際情報
官(第四担当)の任にある加賀美正人氏が現在長
期休暇を取得していることについて、アルバイ
ト職員にどのような説明をしているか明らかにさ
れたい。

三 国際情報統括官組織において、同組織の外部
から加賀美氏あての電話がかかってきた際に
は、どのような対応をする様、同組織のアルバイ
ト職員に指導をしているのか説明されたい。

四 先の質問主意書で、国際情報統括官組織の幹
部職員の一人である加賀美氏が長期休暇により
職場におらず、他の職員がその業務を代行等せ
ざるを得ない状況にあることは、少なくとも加
賀美氏の長期休暇により同組織に所属する
他の職員への負担は増していると考えられる
のではないかと問うたところ、「政府答弁書」で
は「御指摘の職員が休暇等により不在の場合に
は、所属部局の幹部職員等の事務負担について
も勘案した上で、これらの幹部職員等にその事
務を代行等させている」と、質問の趣旨から外
れた答弁がなされている。アルバイトや一般職

員ではなく、幹部の職にある加賀美氏が不在
で、他の職員がその事務を代行等せざるを得な
い状況にあることは、少なくとも他の職員
がこなすべき業務量は増えることはあつても
減ることはなく、負担増を強いるものであると
考えるが、外務省の右の答弁は、加賀美氏が長
期休暇により長期期間不在でも、他の職員の負担
は増えていないということを指しているのか。
明確な答弁を求める。

五 加賀美氏が長期休暇で不在であることにより
負担が増えていることで、国際情報統括官組織
または他の業務上関連する外務省の部局の職員
の間で、不平、不満が募っているという事実は
ないか。また、右の様な職員の不平、不満を察
知し、外務省における適切な労働環境を維持す
べく、外務省として何らかの対応をとっている
か。

六 先の質問主意書で、国際情報統括官組織の幹
部職員の一人である加賀美氏が一日も早く職務
に復帰することが、我が国の国益上望ましいの
ではないかと問うたところ、「政府答弁書」では
「御指摘の職員の具体的な休暇取得の詳細につ
いてのお尋ねであれば、当該職員のプライバ
シーに関する情報であることから、お答えする
ことは差し控えたい」との答弁がなされている
が、右の問いは何らかの加賀美氏のプライバシーを
問うものではなく、我が国の国益について問う
たものであるところ、加賀美氏が一日も早く復
帰することが我が国の国益上望ましいと外務省
が考えているのかどうか、再度質問する。

七 昨年十月十六日と同月十七日、福岡県の高等
学校において、外務省の「高校講座」の一環とし
て加賀美氏が講演を行ったことがこれまでの答

弁書で明らかになっているが、昨年十月十七日
以降、加賀美氏と同じく「高校講座」の一環とし
て講演を行ったという事実はあるか。あるのな
らば、その日にち、場所を全て明らかにされた
い。

右質問する。

内閣衆質一六九第三二二 号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得して
いる外務省職員に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得
している外務省職員に関する質問に対する
答弁書

一から三までについて

お尋ねの「アルバイト職員」が、日々雇入れ
られる非常勤職員を意味するのであれば、現
在、お尋ねの職員はいない。

四から六までについて

国際情報統括官組織においては、御指摘の職
員が休暇等により不在の場合には、所属部局の
幹部職員等の事務負担についても勘案した上
で、可能な範囲でこれらの幹部職員等にその事
務を代行等させている。同組織において、現時
点で業務に支障は生じていない。

七について

お尋ねの事実はない。

平成二十年四月二十三日提出
質問 第三二二 号

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NG
O東京会議での草の根・人間の安全保障無償
資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応
に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興N
GO東京会議での草の根・人間の安全保障
無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省
の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二九二号)を踏
まえ、再度質問する。

一 二〇〇一年十二月六日の自民党の外交関係合
同会議において、当時の小原雅博外務省無償資
金協力課長が、同年同月に開催されたアフガニ
スタン復興NGO東京会議(以下、「東京会議」
という。)へ参加する、アフガニスタンで活動す
るNGOの渡航費に草の根・人間の安全保障無
償資金協力(以下、「草の根資金協力」という。)の
資金を充ててくれることを外務省が考えている旨の
説明をしたが、鈴木宗男衆議院議員より、「草
の根資金協力」の資金はどのような形で使えない
旨の指摘を受け、同月二十日の同じ会議におい
て、右の説明をしたことは不適切であった旨の
説明をしたことについて、前回質問主意書で、
そもそもなぜ外務省は「草の根資金協力」の資金
を右の様な形で使おうと判断(以下、「判断」と
いう。)したのか、外務省は「草の根資金協力」の
しくみ、ルールを十分に把握していなかったと
いうことか、また「判断」は外務省のどこの部局

官 報 (号 外)

でなされたか、その責任者は誰か等を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、外務省が保管する文書からは明らかではなく、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。外務省が現在保管している文書からは右の問いに回答することは困難であつても、外務省が「東京会議」開催に際して、当初「草の根資金協力」のしくみ、ルールに反する形でその資金を使おうとしたことは厳然たる事実であり、現在外務省が保管している文書からは当時のいきさつがわからないにしても、外務省が当初間違つた判断をしたことは認めるべきである

と考えるが、外務省の見解如何。

二 「前回答弁書」では、「草の根無償資金協力(當時)によりアフガニスタン復興NGO東京会議(以下「東京会議」という。)にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したことについて、外務省において更に検討した結果至つた結論を東京会議の主催者に説明したものと承知している。」との答弁がなされているが、右答弁で言う「東京会議の主催者」とは誰か明らかにされたい。

三 二の答弁にある、外務省が「東京会議の主催者」に対して「東京会議」に出席するNGOの宿泊費等に「草の根資金協力」の資金は使えない旨の説明(以下、「説明」という。)を行った際に、外務省として間違つた判断をした、認識違いであつた旨の説明はしたか。

四 「説明」を行った際に、外務省自身の判断違い、認識違いであつたという趣旨ではなく、鈴木宗男衆議院議員の圧力によって「草の根資金

協力」の資金が使えなくなつた旨、「東京会議の主催者」に話したという事実はあるか。右質問する。

内閣衆質一六九第三二二号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省が保管している文書によれば、先の答弁書(平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二五九号)三から七までについて述べたとおり、平成十三年十二月二十日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省側より、同月六日の同じ会議で、草の根無償資金協力(当時)により、アフガニスタン復興NGO東京会議(以下「東京会議」という。)にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したことは不適切としつつ、更に検討した結論について、改めて説明したものと承知している。

二について

外務省が保管している文書によれば、東京会議の主催者はジャパン・プラットフォームであつたと承知している。

三及び四について

お尋ねについては、外務省が保管している文書からは確認できず、お答えすることは困難である。

平成二十年四月二十三日提出
質 問 第三二二三号

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二八九号)を踏まえ、再質問する。

一 外務省が保有する全てのワイン(以下、「全てのワイン」という。)を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、先の質問主意書で、「ワインの異動のあつた年月日が記載されている。」とされている「年月日」と、「異動のあつたワインの銘柄が記載されている。」とされている「品名」について、「異動」の意味を再三問うているが、「前回答弁書」でも「先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりである。」と、相も変わ

らず誠意のない答弁がなされている。当方は「異動」の具体的な意味が不明で、その詳細な内容を問うているのだが、外務省は当方の質問の趣旨を正確に理解しているか。確認を求める。

二 外務省が一の答弁の様に、物品供用簿における「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」についての詳細な説明を頑なに避けるのはなぜか。説明できない何らかの理由があるのか。

三 前回質問主意書で、「全てのワイン」の物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」にはどのようなことが書かれているか、外務省において購入したワインを一つ任意に取り上げ、その具体例を示されたいと問うたところ、「前回答弁書」で「外務省においては、ワインは、諸外国の要人の接遇に供するために購入しているため、お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。では、物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の内、右答弁で言う外交儀礼上の問題を生じさせる可能性のあるものとはどれか説明されたい。

四 三の外交儀礼上の問題を生じさせる可能性のあるものを除外した上で、物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」にはどのようなことが書かれているか、その具体例を示されたい。

五 二〇〇六年度と二〇〇七年度に外務省がどの銘柄のワインを何本購入したのかについて、

「前回答弁書」では計千三百四十四本のワイン（以下、「千三百四十四本のワイン」という。）を、それぞれの銘柄別に、購入単価も併せて明らかにしているが、外務省が右について、本年四月四日の政府答弁書（内閣衆質一六九第二二六号）では明らかにしなかったのはなぜか。その理由を説明されたい。

六 「千三百四十四本のワイン」はどの様な経緯を経て選定され、外務省が購入するに至ったのか説明されたい。

七 本年四月二十三日現在、「千三百四十四本のワイン」の内、どれが何本使われ、何本残っているのか、それぞれ説明されたい。

内閣衆質一六九第三二三号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）三についてから六についてまで述べたとおりである。

三及び四について

外務省においては、ワインは、諸外国の要人の接遇に供するために購入しているため、お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えた旨先の答弁書（平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二八九号）六について述べたとおりである。

五について

先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二六号）提出の段階においては、お尋ねの点を確認するためには精査を要し、お答えすることが困難であったためである。

六について

購入したワインの本数及び銘柄については、価格や質等を考慮して決定した。

七について

物品管理簿においては、購入年度別の管理は行っており、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていないことは先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二六号）四及び十三について等で繰り返し述べたとおりである。

平成二十年四月二十四日提出
質問 第三二四号

地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問主意書

キリバス、フィジー、サモア、ナウル、ツバル、バヌアツ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、トンガ、パラオ等の太平洋に位置する諸国（以下、「太平洋島嶼諸国」という。）は、地球温暖化による海面上昇を受け、現在国家存亡の危機に瀕していると承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 「太平洋島嶼諸国」が直面している海面上昇による国家存亡の危機について、政府は科学的知見に基づいたデータを入手し、将来の見通しはどの様なものであるか、詳細を把握しているか。

二 一の「太平洋島嶼諸国」が直面している危機に對して、政府としてどの様な支援、協力を行っているか説明されたい。

三 「太平洋島嶼諸国」の内、国民の海外移住を積極的に推進している国はあるか。

四 二の支援、協力の一環として、例えば我が国の小笠原諸島や沖縄、奄美群島等、我が国の中でも比較的温暖な地域において、「太平洋島嶼諸国」の国民の移住を受け入れるという方法もあると思料するが、政府の見解如何。

内閣衆質一六九第三二四号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問に対する答弁書

一について

我が国も参加している政府間機構である気候変動に関する政府間パネルが科学的知見を取りまとめ平成十九年に発行した第四次評価報告書によると、御指摘の「太平洋島嶼諸国」を含む小島嶼において、地球温暖化による海面上昇は、浸水、高潮、浸食及びその他の沿岸災害を悪化させ、その結果、島の地域社会の生活を支えるのに必要な社会資本、住宅地及び施設を脅かすと予測されている。

二について

政府としては、これまで、御指摘の「太平洋島嶼諸国」に対して、さんご礁保全、水供給、防災等気候変動の影響に対応するための支援を行ってきた。

さらに、海面上昇等の気候変動問題への対策に関する協力の可能性を調査するため、本年二月に環境省の調査団を、また、同年三月に外務省、環境省、独立行政法人国際協力機構の職員等からなる調査団をツバルに対して派遣したところである。

三について

お尋ねについては、御指摘の「太平洋島嶼諸

国」の中で、該当する国があるとは承知していない。

四について

御指摘の「太平洋島嶼諸国」の国民の受入れについて、我が国への留学、就労等の特定の活動目的を有し、又は日本人の配偶者等の特別な身分若しくは地位を有する場合であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び関連法令に定める要件を満たす場合には我が国への入国又は在留が可能であるが、こうした特定の活動目的、身分又は地位を有さない人々の定住目的での受入れについては、我が国社会、経済、文化等への影響など十分慎重に検討する必要がある。

平成二十年四月二十四日提出
質問 第三二五号

知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問主意書

二〇〇五年七月に世界自然遺産に登録された知床に關し、前回質問主意書で、知床と同様の生態系に属している北方領土までの世界遺産区域の拡張について、日口が共同して申請することをロシアに働きかけてはどうか、また、知床の遺産区域の北方領土までの拡張が実現した際には、日口両国共同で北方領土の環境保全を行い、日口相互の

信頼関係を構築していけば、我が国の国益に資する形で北方領土問題の解決に向けた一つの新しい手がかりになるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三二〇号)では、

北方領土を含む日口の隣接地域の生態系の保全等に関する協力をロシアと進めることは重要であるとした上で、日口が一緒になつて北方領土までの世界遺産区域の拡張を目指し、拡張が実現した後に日口が共同で北方四島の環境保全を行うことについては、「北方四島がロシア連邦によつて不法占拠されている現状において、我が国が、ロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではない」と考えている。」と、我が国にとつて望ましくないとする答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 北方四島が係争地域であることは、日口両国共に公式に認めており、両国間の話し合いによつて解決することで合意されているものと承知するが、確認を求める。

二 政府、特に外務省は、北方四島までの世界遺産区域の拡張を日口両国で目指し、拡張が実現した後に日口両国が共同で北方四島の環境保全を行うことが、何をもちて右答弁で言う「我が国の立場」と相容れないものと考えているのか説明されたい。

三 北方四島は我が国の固有の領土であるが、例えば二〇〇六年八月に第三十一吉進丸の乗組員が、更に二〇〇七年十二月には第三十一吉定丸、第三十八翼丸、第三十八祐幸丸、第三十一豊佑丸の乗組員がロシア側に拿捕され、それぞれ船体が未だ返還されていない様に、政府、特

に外務省が好むと好まざるとに関わらず、北方四島はロシアが実効的な支配を続けているのが現実であると考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

四 三で述べた様に、ロシアが現実的に北方四島を支配していることを鑑みる時、知床の世界遺産をうまく活用し、その遺産区域を北方四島にまで拡張し、日口両国共同でその環境保全を図っていくことは、何も北方四島の我が国への返還を諦めるということではなく、少なくともロシアの実効支配に我が国が食い込んでいくという点で有効であると考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

内閣衆質一六九第三二五号
平成二十年五月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

我が国とロシア連邦は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するため、これまでの諸合意及び諸文書に基づいて交渉を行つて

いくことで一致している。
二から四までについて

我が国固有の領土である北方四島は、現在、ロシア連邦によつて不法占拠されている。外務省としては、かかる現状において、我が国が、ロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、あたかもロシア連邦による北方四島の不法占拠を我が国が認めたかのごとき行為であること等から、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではないと考えている。

平成二十年四月二十四日提出
質問 第三二六号

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問主意書

旧日本軍が中国で遺棄したとされる化学兵器(以下、「遺棄化学兵器」という。)の処理事業(以下、「処理事業」という。)を行うため、二〇〇四年四月に遺棄化学兵器処理機構(以下、「機構」という。)が設立されたが、「機構」設立に際して百分の出資をした大手建設コンサルタント会社のPCCIの元社長ら四名が本年四月二十三日、国からPCCIに支払われた「処理事業」にかかる費用の内約一億二千万円を流用し、同社に損害を与えたとして特別背任罪の容疑で逮捕された。右と「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二九四号)を踏まえ、再質問する。
一 昨年十月二十六日の政府答弁書(内閣衆質一

六八第二二九号)によると、平成六年度に、伊藤忠一元ネパール国駐節特命全權大使がP C Iに再就職しているとのことであるが、伊藤氏以外にその後外務省からP C Iに天下った者はいるか。

二 平成元年から現在に至るまで、内閣府からP C Iに天下った者はいるか。いるのならば、その氏名と内閣府退職前の官職を明らかにされたか。

三 「前回答弁書」によると、本年度は「機構」と「処理事業」について契約を行っていないとのことであるが、本年度政府はどこと「処理事業」の契約を行っているのか説明されたい。

四 前回質問主意書で、我が国が「処理事業」を行うことになった経緯を問うたところ、「前回答弁書」では「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号。以下「化学兵器禁止条約」という。)(第二号六において、『遺棄化学兵器』とは、千九百二十五年一月一日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器をいう旨が規定されており、我が国は、千九百九十七年四月二十九日の化学兵器禁止条約の発効に伴い、化学兵器禁止条約上、遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うことになり、処理事業を開始した。」との答弁がなされている。しかし、同じく前回質問主意書で、そもそも「遺棄化学兵器」の所有権はどこにあるか、第二次世界大戦で我が国が無条件降伏したことを受け、中国大陸における旧日本軍は武装解除され、全ての兵器、財産は旧ソ連と中国に没収または接収されたのではないかと問うたと

ころ、「前回答弁書」では「旧日本軍が武装解除を行った当時の個別具体的な状況が必ずしも明らかではなく、お尋ねについて確定的にお答えすることは困難である。」と、「遺棄化学兵器」の所有権がそもそも我が国にあるのか、我が国が「処理事業」を行う義務があるのかどうか、政府として確定的な回答はできないとの答弁がなされている。この様に、「遺棄化学兵器」をめぐる歴史的経緯が不透明であるところ、政府として改めて我が国の「処理事業」への関与のあり方を見直すべきではないのか。

五 防衛庁(現防衛省)が担当した、福岡県荻田町荻田港の海底で見つかった旧日本軍の遺棄化学兵器の処理事業(以下、「荻田町の遺棄化学兵器処理事業」という。)の調査研究費は約五千万円であるのに、「処理事業」には五年間で約百七十億円の調査研究のための予算が組まれていることにつき、昨年十一月二日の政府答弁書(内閣衆質一六八第一四六号、以下「政府答弁書一」という。)では、「外務省として、中国で発見された砲弾等が旧日本軍の化学兵器であるかについてまず鑑定を行う必要があったこと、また、内閣府として、長期間土中等に埋設されている大量の遺棄化学兵器を迅速に発掘・回収及び廃棄処理するというどの国も取り組んだことのない事業であること、加熱爆破炉の実証実験など、所要の実験を積み重ねる必要があったこと等、荻田港における老朽化化学兵器処理事業とは異なる事情があり、十分な調査研究等を慎重かつ広範に実施していく必要があったことから、中国における遺棄化学兵器処理事業の調査に関する経費と荻田港における老朽化化学兵器

の処理技術等の調査に関する経費とを一概に比較することは困難である。」と、「荻田町の遺棄化学兵器処理事業」と「処理事業」にかかる費用が大きく異なるのは正当な理由がある旨の答弁がなされているが、今次P C Iの元社長らが特別背任罪の容疑で逮捕される等、「処理事業」をめぐる種々不透明な疑惑がもたらされている。

また、「処理事業」については、外務省の外郭団体である日本国際問題研究所(以下、「国問研」という。)が主に調査研究に従事していると承知するが、「政府答弁書二」によると、「国問研」には平成十年度に二名、平成十一年度に一名、平成十二年度に一名、平成十三年度に二名、平成十四年度に二名、平成十五年度に一名、平成十七年度に一名、平成十八年度に一名と、九年の間に十一名の外務省職員が「国問研」に天下っていることが明らかにされている。更に、昨年十二月七日の政府答弁書(内閣衆質一六八第二七六号、以下「政府答弁書二」という。)では、「内閣府及び外務省は、中国国内における遺棄化学兵器埋設地区における現地調査、当該地区における環境や安全性に十分に配慮した発掘回収調査、遺棄化学兵器の無害化処理技術の研究及び提案等の業務を財団法人日本国際問題研究所(以下「国問研」という。)に委託してきたところであり、国問研は、委託された業務を適切に行ってきたものと考えている。」と、「処理事業」における「国問研」が果たした役割は適切であるとする答弁がなされている。しかし、「政府答弁書一」と「政府答弁書二」でも、「国問研」から更に社団法人日本防衛装備工業会、財団法人化学物質評価研究機構、株式会社小松製作所へ業

務が委託されていることが明らかにされているところ、そもそも「国問研」には「処理事業」に関わる能力はないのではないかと考える。右で述べた「処理事業」についての問題点を鑑みる時、政府として、改めて我が国の「処理事業」にかかる予算、あり方を見直すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質一六九第三二六号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問に対する答弁書

一 について

外務省において調査を行った範囲では、平成六年度以降、伊藤氏以外に株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「P C I」という。)に再就職した者はいない。

二 について

内閣府において調査を行った範囲では、平成十三年一月の内閣府発足以降、P C Iに再就職した者はいないが、内閣府発足前の平成九年度に、退職前の官職が旧経済企画庁国民生活局審議官である山川英明がP C Iに再就職していた。

三について

内閣府においては、本年度、中国において遺棄化学兵器を廃棄処理する事業（以下「処理事業」という。）の実施のため、一般競争入札を行った上で、これまで、中国各地域において発見される遺棄化学兵器の発掘回収及びハルバ嶺遺棄化学兵器等の試掘調査等業務のために株式会社シーソックと、処理事業の映像記録作成業務のために株式会社キノックスと、それぞれ契約を行ったところである。

四について

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成九年条約第三号）第二条六においては、「遺棄化学兵器」とは、千九百二十五年一月一日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器をいう旨が規定されており、我が国は、同条約に従い、遺棄化学兵器を廃棄する義務を誠実に履行していく方針である。

五について

処理事業については、コンサルティング業務及び調達業務を一体的に処理する株式会社遺棄化学兵器処理機構が設立されてから四年が経過し、内閣府においては、処理事業の実施に必要な知見等が蓄積され、新たな処理事業の実施体制をとることが可能かつ適切と判断したことから、本年度から処理事業に関する各種の調達を行うに当たっては、一般競争入札を行った上で業者を選定し、内閣府が直接的に事業実施の全般にわたる適正な執行を監督する体制を強化し

たところである。さらに、事業全般に関し有識者から幅広く意見と助言を求めることとしており、本年度予算においては、このような見直しを踏まえた内容となつているところである。

平成二十年四月二十四日提出
質問 第三二七号

後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書

平成二十年四月一日より実施されている後期高齢者終末期相談支援について、以下のとおり質問する。

一 終末期における診療方針等について十分に話し合った内容は、文書又は映像により記録した媒体（電子媒体を含む）にまとめられることとされているが、厚生労働省は、紙面による場合の具体的な様式（以下「様式」という。）は作成しているのか。それとも作成していないのか。

二 厚生労働省は、様式を作成していない場合、今後、作成するのか。それとも作成しないのか。

三 厚生労働省は、今後、様式を作成する場合、いつまでに作成するのか。

四 厚生労働省は、様式を作成しない場合、その例をお示しいただけるのか。

五 厚生労働省が、医療機関からの問い合わせがあった場合に説明する、様式に記述すべき必要事項を具体的に箇条書きでお示しいただきた

い。

六 医師又は歯科医師が患者と話し合うこととされている、病状が急変した場合の延命治療等の実施の希望については、延命治療等の実施希望があることを期待しているのか否か。

七 また、病状が急変し、医療機関に搬送する場合については、期待しないことを前提としているのか否か。

八 後期高齢者医療制度に税金から補助金を投入している都道府県はどこか。都道府県名をお示しいただきたい。

九 後期高齢者医療制度へ税金による補助金を投入している都道府県のうち、経過措置として行っている都道府県はどこか。都道府県名をお示しいただきたい。また、それらの都道府県にあつては、いつ保険料が上がるのか。その時期をそれぞれの都道府県毎にお教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三二七号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省においては、お尋ねの様式は作成

しておらず、また、今後についても、現時点において、当該様式を作成することやその例をお示しすることは、考えていない。

五から七までについて

後期高齢者終末期相談支援料を診療報酬において算定する際の運用については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成二十年三月五日付け保医発第〇三〇五〇〇一号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知）において明らかにしており、次の事項について、患者と医師、看護師等の医療従事者が話し合い、その内容を文書等に記録することとしている。

- 1 現在の病状
- 2 今後予想される病状の変化
- 3 病状を踏まえた介護を含めた生活支援
- 4 病状が急変した場合の治療等の実施の希望
- 5 病状が急変した場合の搬送の希望（希望する場合にあつては、搬送先の医療機関等を含む。）

また、先の答弁書（平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二六三号）六についてで答えたとおり、当該話し合いを踏まえて診療方針を決定する際には、当該患者の自発的意思が尊重されるべきであると考えており、延命治療等の実施や医療機関への搬送に関し、特定の方針が選択されることを期待していたり、前提としていたりするものではない。

八について

厚生労働省において各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の状況

を調査したところ、平成二十年四月三十日現在、広域連合に対し都道府県から補助を行っている都道府県は、北海道、東京都、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、京都府、奈良県及び岡山県である。

九について
お尋ねについて、厚生労働省において各広域連合の状況を調査したところ、平成二十年四月三十日現在で二年間の経過措置であることを明らかにして補助を行っているのは東京都であるが、当該措置の経過後にどのように取り扱われるかについては未定であると聞いている。

平成二十年四月二十四日提出
質問 第三二八号

七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問主意書

提出者 山井 和則

七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問主意書

後期高齢者医療制度の実施にあたり、厚生労働省は、「七十五歳以上と七十四歳以下で受けられる医療の違いはありません」、また、「七十五歳以上の方の健診について『すべての広域連合で健診事業を実施します』(平成二十年四月四日、第一回「長寿医療制度」実施本部会議資料三「長寿医療制度(後期高齢者医療制度について)」と言っている。しかし、国民健康保険制度の被保険者であったときは人間ドックの補助があったが、後期高齢者医療制度の被保険者となり、補助が打ち切られた者も多いと聞いている。そのため、人間ドック

受診が困難となっている。このことについて、以下のとおり質問する。

一 厚生労働省は、引き続き人間ドックの補助を行っている市町村は何箇所あると認識しているのかお教えいただきたい。

二 厚生労働省は、人間ドック補助打ち切りの実態把握を行っている場合、七十五歳以上の高齢者にとっては、人間ドックによる疾病の早期発見はそれほど重要でないと考えているのか。また、いつまでに把握するのかお教えいただきたい。

三 厚生労働省は、人間ドック補助が打ち切られることは問題としないのか。

四 厚生労働省は、人間ドック補助をどのように継続しようとしているのか。

内閣衆質一六九第三二八号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問に対する答弁書

一及び二について
本年四月の後期高齢者医療制度の施行に伴い、七十五歳以上の高齢者が国民健康保険から

後期高齢者医療に移ることにより、当該高齢者に対し国民健康保険の一部で行われていた人間ドックに係る補助が行われなくなったが、引き続き他の人間ドックに係る補助が行われる市町村の数については、厚生労働省において各都道府県の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)を通じて調査をしたところ、百四十一である。

三及び四について

後期高齢者医療における人間ドックに係る補助については、その費用が被保険者の保険料により賄われるものであることから、国民健康保険と同様、各広域連合がその実施の有無を判断することとしている。市町村における人間ドックに係る補助についても、財政状況を踏まえ、各市町村の独自の判断により行っているものである。厚生労働省としてはこれらの状況を見守ってまいりたい。

平成二十年四月二十五日提出
質問 第三二九号

一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二九三号)を踏

まえ、再度質問する。なお、当方が以下に質問することは過去に起きた事項に関するものであるが、全て現時点で常識的に判断すれば明確に答弁することが可能な質問であり、質問に関する事項が起きてから十年以上の時間が経過していることを理由に答弁を避けられるものではないところ、外務省においては、誠実かつ明確に答弁することを求める。

一 一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流(以下、「ビザなし交流」という。)による北方四島訪問団(以下、「訪問団」という。)に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)が、顧問として「訪問団」に参加していた鈴木宗男衆議院議員から暴行(以下、「暴行」という。)を受けたと加賀美氏と外務省が主張しており、そう主張する根拠として加賀美氏が一九九六年五月二十七日付で作成した報告書(以下、「報告書」という。)と同年同月三十日付の医師の診断書(以下、「診断書」という。)を外務省は挙げている。更に、一九九六年五月二十四日に行われた「訪問団」の出発式(以下、「出発式」という。)に加賀美氏は出席しており、加賀美氏はその時にビザなし交流五周年の記念として行われる予定であった桜の植樹(以下、「植樹」という。)のために苗木を北方領土に持ち込むこと(以下、「苗木の持込」という。)を知ったことがこれまでの答弁書で明らかにされている。「訪問団」出発後に「苗木の持込」に関しロシア側から提出を求められた検査証明書(以下、「検査証明書」という。)を巡り混乱が起き、結局「植樹」は行えな

官 報 (号 外)

かつたが、なぜ加賀美氏は「出発式」の際に「植樹」及び「苗木の持込」を承知しておきながらその時に「検疫証明書」を巡り後に起こり得る問題について指摘しなかつたのかと問うたが、「前回回答書」では何ら明確な答弁がなされてはいない。外務省は「ビザなし交流」が実施されてから既に十年以上の時間が経過しており、また、「報告書」からはそのことが明らかにされていないことから、お答えできない旨の答弁をしている。しかし、たとえ当時の状況が明らかでないにしても、少なくとも加賀美氏が当時、その後起こり得る問題に対して然るべき対応をしていなかったことは明らかであり、当時の加賀美氏の対応には当然問題があったと考えるが、外務省は何をもって「本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えていない。」と答弁するのか、その根拠を説明された。

三 「前回回答書」では、「報告書」には、御指摘の議員の対応が具体的に記載されており、御指摘の事実は十分な客観性を有していると考えている。」との答弁がなされているが、右答弁で言う「御指摘の議員の対応」とはどのようなものか。前回質問主意書でも同様の質問をしたが、「前回回答書」では何ら具体的な答弁がなされておらず、また右の問いは「暴行」があったとされる時期から既に十年以上の時間が経過していることとは関係なく、「報告書」を見ればすぐにわかる話であるところ、「報告書」には、「暴行」を巡り、鈴木宗男衆議院議員がどのような対応をとったと書かれているのか、明確かつ詳細な説明を再度求める。

四 外務省は何をもって「報告書」は「十分な客観性を有している」と認識しているのか。前回質問主意書でも同様の質問をしたが、「前回回答書」では何ら具体的な答弁がなされていないところ、再度質問する。

五 加賀美氏はどこの病院で診察を受け、「診断書」を書いてもらったか外務省は把握しているか。「前回回答書」では何ら明確な答弁がなされていないが、右は時間の経過と関係なく、「診断書」を見ればすぐわかることであるところ、再度質問する。

六 「診断書」には、加賀美氏は全治一週間のケガを負ったと書かれていると承知するが、全治一週間のケガとは、例えば自分自身で転んだ時に負う程度の極めて軽微なものではないのか。前回質問主意書でも同様の質問をしたが、「前回回答書」では何ら明確な答弁がなされていない

ところ、再度外務省の見解を問う。

七 これまでの答弁書で、外務省が「報告書」を当時の欧亜局ロシア課、当時の条約局法規課及び大臣官房総務課、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び当時の欧亜局長に配付したことが明らかにしている。当時欧亜局ロシア課長、条約局法規課長、大臣官房総務課長、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長の任に就いていた人物の氏名を前回質問主意書でも問うたが、「前回回答書」でも何ら明確な答弁がなされていない。右は、時間の経過とは関係なく、外務省にある幹部名簿等を見ればすぐわかる話であるところ、再度質問する。

八 「前々回答書」(内閣衆質一六九第二五六号)では、「報告書」によれば、外務省欧亜局長(当時)から御指摘の議員に対して、後日説明を行いたい旨述べたと承知している。」と、当時の浦部欧亜局長が鈴木宗男衆議院議員に対して説明を行いたいと述べたことが「報告書」に書かれているとの答弁がなされているが、「報告書」には「暴行」についての詳細な説明が何も書かれていないのに、なぜ浦部氏と鈴木宗男衆議院議員とのやり取りについて書かれているのか説明されたいと前回質問主意書で問うたが、「前回回答書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、なぜ「報告書」に浦部氏と鈴木宗男衆議院議員とのやり取りについて書かれているのか、その理由を明らかにすることを再度求める。

九 前回質問主意書で、浦部氏は現在も「暴行」があったと認識しているかと問うたが、「前回答

弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。右は浦部氏に対して「暴行」に関する浦部氏の認識を問えば済む話であるところ、再度明確な答弁を求める。

十 これまでの質問主意書で重ねて述べている様に、当方は「訪問団」团长である辻中義一、羅白町長、野村義次北海道議会議員、中津俊行根室支庁長、大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官補佐(いずれも当時)の四名に対して、「暴行」の事実があるか否かを明らかにすべく、二〇〇二年三月十三日と十四日の二日間に行き、大室征男、関根靖弘両弁護士を通じて聞き取り調査を行い、それを記録した文書も作成している。その結果、右四名は誰一人として「暴行」の現場を確認しておらず、皆「暴行」の事実を否定していることが明らかになっている。当方はこの様に「暴行」の事実を否定すべく客観的な調査を行っているが、外務省はこれまでの答弁書で「報告書」と「診断書」のみを「暴行」があったと判断する根拠としている。「報告書」及び「診断書」に虚偽の内容が記されていた場合、ありもしない事実を、閣議決定を経た政府答弁書に書いたことについて、外務省において誰がどのような責任を取るのか。前回質問主意書で同様の質問をしたが、「前回回答書」では何ら明確な答弁がなされていない。これは当方自身の名義にも関わることであるところ、外務省においては曖昧な答弁でごまかすのではなく、明確な答弁をすることと求める。

右質問する。

平成二十年五月二十四日 ~ 21日

四 島 防 衛 団 日 程 (案)

H. 4. 3. 0

別添資料1

日 程		行		* () 内は予行リマ	
1	5/24 (金)	14:00	15:00	16:00	
		出 発	入 場	入 場	
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	
2	5/25 (土)	7:00(10:00)	7:30(10:30)	13:30(16:30)	14:30(17:30)
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
3	5/26 (日)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
4	5/27 (月)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
5	5/28 (火)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
6	5/29 (水)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
7	5/30 (木)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所
8	5/31 (金)	6:00(9:00)	7:00(10:00)	13:00	14:00
		出 発	入 場	入 場	入 場
		古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所	古 島 市 役 所

H8. 5. 14

[illegible]

内閣衆質一六九第三二九号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九三号)一から七までについて等述べているとおり、苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。外務省としては、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えていない。

三から十までについて

先の答弁書(平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九三号)八から十九までについて等述繰り返しているのとおり、御指摘の者から提出された当時の報告書(以下「報告書」という)には、御指摘の議員の御指摘の者への対応

が具体的に記載されており、御指摘の事実は十分な客観性を有していると考えている。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、報告書又は外務省が保存している文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

平成二十年四月二十五日提出
質問 第三三〇号

消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問
主 意 書

提出者 鈴木 宗男

消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問
質 問 主 意 書

「前回答弁書(内閣衆質一六九第二九〇号)を踏まえ、再質問する。

一 外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関する調査(以下、「調査」という)に関し、先の答弁書では平成十五年二月から四月までに行った聞き取り調査を記した文書があるとの答弁がなされていることについて、前回質問主意書で、右の文書の他に「調査」を記録した文書はあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二五号)六から八までについて述べた文書は、『調査』に関連する文書の例示としてお答えしたものであり、外務省大臣官房において保管している。」との答

弁がなされている。では、右答弁にある「『調査』に関連する文書」とは具体的にどの様なものか、それぞれの文書が作成された日にち、作成した部署、作成の担当責任者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、直近でなされた「調査」に関する報告について、「在ウズベキスタン日本国大使館から外務本省に対し、例えば、平成二十年四月八日に報告が行われた。」との答弁がなされているが、右の報告の具体的内容について説明されたい。

三 外務省は二〇〇七年五月二十四日に、「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事(以下、「記事」という)の内容は事実ではない旨反論する文章(以下、「文章」という)を外務省HP上に掲載していることについて、前回質問主意書で、確かに「記事」の中には、「文章」で指摘した美術品四点が他の在外公館等に配置転換されていたという事実に関する内容のものが含まれているが、それが消失した原因や経緯等の詳細がまだ明らかになっていないにしても、あるはずだったものがいつの間にか、しかも誰も気付かないうちになくなってしまっていたという点で、「潮の舞」については、「記事」の内容は何ら事実と反するものではなく、「記事」が指摘する通りではないのかと問うたところ、「前回答弁書」でもこれまでの答弁書と全く同様の、質問の趣旨を意図的に外したと思われる答弁がなされている。当方が問うているのは、「潮の舞」には「記事」が指摘している内容が当てはまるの

ではないかという点であり、外務省が「文章」を外務省HPに掲載した経緯、理由等を聞いているのでは全くない。「潮の舞」の所在がわからなくなったことは、「記事」が指摘する内容にまさに当てはまるものと考えているが、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三三〇号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成十五年四月に作成されたと認められ、現在、外務省大臣官房在外公館課において保管する先の答弁書(平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九〇号)一から三までについて述べた文書のほか、在ウズベキスタン日本国大使館において保管する「潮の舞」についての美術品写真台帳等がある。

二について

御指摘の報告においても「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られておらず、断片的な情

報をお答えすることて無用な誤解を与えるおそれがあることから、その内容についてはお答えを差し控えたい。

三について

御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、外務省大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、先の答弁書(平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九〇号)五について等で繰り返し述べたとおりである。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三三一号

ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問
問主意書

先般、厚生労働省は生活保護受給者には価格の安いジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用するよう本人に指導することを全国の都道府県や政令市などに通知した。このことについて質問する。

一 ジェネリック医薬品は、有効性などに関する情報不足から使用に抵抗感を持つ医師や患者が存在するが、生活保護受給者に対する投薬については、なぜこのような通知を出したのか。なぜ生活保護受給者には薬の選択権が認められないのか。

二 そもそも先発医薬品とジェネリック医薬品は、有効性、安全性など完全に同一の医薬品なのか。また、ジェネリック医薬品の有効性や安全性は十分証明され、情報公開されているのか。

のか。また、ジェネリック医薬品の有効性や安全性は十分証明され、情報公開されているのか。

三 安全性や有効性が十分証明されていないのであれば、生活保護受給者という理由でジェネリック医薬品を事実上強制することは問題とは考えないか。
右質問する。

内閣衆質一六九第三三三一号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の通知については、政府として、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から、先発医薬品に比べて一般的に薬価が低い後発医薬品の使用を促進することとしている中、生活保護受給者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況であるため、必要最小限度の保障を行うという生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の趣旨・目的にかんがみ、調剤の給付の決定を行う際には、処方医が医学的な理由があると判断した場合を除き、福祉事務所が生活保護受給者に対して、後発医薬品を

選択するよう求めることとし、その取扱いを福祉事務所に周知徹底するために発出したものである。

なお、同通知については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて(平成二十年四月三十日付け社援発第〇四三〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により廃止したところである。

二について

後発医薬品については、先発医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)とそれの有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条第一項に規定する製造販売の承認の申請の際に、規格及び試験方法に関する資料、加速試験に関する資料並びに生物学的同等性に関する資料を添付して申請され、これらの資料に基づき、品質、有効性及び安全性に関する審査が厳正に行われた上で承認されているところである。その有効性及び安全性に関する情報については、厚生労働省において、後発医薬品の製造販売業者等に対し、「後発医薬品に係る情報提供の充実について(平成十八年三月二十四日付け薬食安発第〇三二四〇〇六号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知)等により、先発医薬品との生物学的同等性に関する試験のデータ等を後発医薬品の添付文書に記載すること等を指導しているところであり、また、当該添付文書は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等を通じて一般に公開されているところである。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三三二号

ネットカフェ難民に関する質問主意書

提出者 山井 和則

ネットカフェ難民に関する質問主意書

一 ネットカフェ難民について国はどのように定義しているか。

二 ネットカフェ難民とは、これまで過ごしていた自宅(実家やアパート)や寮を諸般の事情家賃の滞納や家庭の事情などで退去し、二十四時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶で夜を明かし、ワンコールワーク等として生活を維持している若年者を指す言葉とされているが、このような生活を送る者は、ホームレス自立支援法におけるホームレスの定義に入るのか。その理由もご説明いただきたい。
右質問する。

内閣衆質一六九第三三三二号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ネットカフェ難民に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出ネットカフェ難民に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、厚生労働省では、「ホームレス及び住居喪失不安定就労者の就業機会確保対策について(平成二十年三月二十八日付け職発第〇三二八〇〇五号厚生労働省職業安定局

長通達)において、「安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者」を「住居喪失不安定就労者」とし、その者の就業を確保するための対策を進めているところである。

二について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号)第二条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設」には、同法の立案時において「インターネットカフェや漫画喫茶」などその利用に対価の支払を必要とする施設が含まれることは想定されていなかったと考えられ、同条の解釈としても、御指摘のような生活を送る者は、同条に規定する「ホームレス」に該当しないと考える。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三三三号

介護人材確保と改正介護保険法に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

介護人材確保と改正介護保険法に関する質問
問主意書

一 介護職員への給料不払いなどにより、退職者が相次ぎ、昨年、秋田県仙北市の民間有料老人ホームが突然閉鎖され、入居者が他施設への移動や自宅へ戻ることを余儀なくされるという事態が発生した。このような事態に対して、四月二十五日に衆議院で可決された改正介護保険法案ではどのように対応されるのか。

二 改正介護保険法案では、事業廃止時のサービス確保対策を充実させるとしているが、いくら行政が勧告、命令をしても、どのように突然閉鎖し、夜逃げをするような事業者に対して、国はどのように対応するのか。何らかの罰則はあるのか。

三 介護職員を確保できずに、施設を閉鎖、事業を廃止する事業者は、全国にどれだけ存在するのか。把握していないならば早急に把握すべきと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質一六九第三三三三号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保と改正介護保険法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保と改正介護保険法に関する質問に対する答弁書

一について

本年四月二十五日に衆議院で可決された介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(以下「改正介護保険法案」という。)においては、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介護」という。)の指定を受けた有料老人ホームの事業など居宅サービス等(同法第二十三條に規定する居宅

サービス等をいう。以下同じ。)の事業の廃止の届出について、現行の当該事業廃止後十日以内に事後の届出を行う義務を課すものを、廃止の日の一月前までに事前の届出を行う義務を課すものに改める改正を行っている。さらに、改正介護保険法案においては、居宅サービス等の事業者が事業の廃止の届出をしたときは、当該事業者に対して、引き続き居宅サービス等の利用を希望する者に対する便宜の提供を行う義務が課されるときにも、都道府県知事等が必要に応じて当該事業者の行う便宜提供について援助を行うことができることとされており、これにより、利用者に対して必要な居宅サービス等が継続して提供されるよう、居宅サービス等の事業者と行政が連携して対応することとなるものと考えている。

二について

御指摘の事業者に対して、改正介護保険法案による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)においても罰則規定はないが、新介護保険法第七十五條第二項の規定による事前届出義務に違反することとなることから、例えば、特定施設入居者生活介護の指定を受けた指定居宅サービス事業者であれば、都道府県知事は、新介護保険法第七十七條第一項第九号に該当する場合として、新介護保険法第七十六條の二第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による命令を待つことなく、指定居宅サービス事業者の指定を取り消す処分を行うことができる。また、当該指定を取り消された事業者は、当該取消の日から五年間は、新介護保険法第七十條第二項第六号の二に該当するため、

新たな特定施設入居者生活介護に係る事業所の指定や、既存の他の特定施設入居者生活介護に係る事業所の指定の更新を受けることができないこととなる。厚生労働大臣にあっては、新介護保険法第九十七條第二項に基づき、当該都道府県知事の事務に関し、必要があると認める場合は、助言等を行うこととなる。

三について

お尋ねの事業者の数については把握していない。また、介護職員を確保できないことと、施設を閉鎖、事業を廃止することとの間の因果関係について正確に把握することは困難であると考えている。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三三四号

介護労働者の確保・定着等に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

介護労働者の確保・定着等に関する質問
意書

厚生労働省は二〇〇七年八月に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成一九年厚生労働省告示第二八九号、以下、福祉人材確保指針)を見直した。福祉人材確保指針の中では、国や経営者等の関係者に対して具体的な人材確保の方策を示しながらも、国は、何ら実践することなく、さらに検討会を複数立ち上げ、問題の先延ばしをしている。そこで質問する。

一 福祉人材確保指針の中で、国や経営者等の関

係者に対して具体的な人材確保の方策を示しながらも、厚生労働省が、老健局主催の「介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム」、職業安定局主催「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」といった同様の検討会を複数開催し、具体策実施を先延ばしするのはなぜか。

二 そもそも、老健局主催の「介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム」と、職業安定局主催「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」の目的の違いは何か。なぜ同様の検討会を複数立ち上げているのか。

三 福祉人材確保指針において具体策を示しながらも、同様の検討会を複数開催するのは予算の無駄遣いではないか。

四 二の検討会の予算額はそれぞれいくら。検討会を一回開催するコストはそれぞれいくらか。

五 職業安定局主催「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」の委員には、介護労働者を代表する者や介護事業の経営者を含めるべきではないか。

六 厚生労働省が二〇〇七年八月に示した福祉人材確保指針の中で、「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと。（国）」とあるが、検討は行ったのか。行っていないならば、いつ検討を開始し、いつまでに結論を得るつもりか。

内閣衆質一六九第三三三四号
平成二十年五月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の確保・定着等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員山井和則君提出介護労働者の確保・定着等に関する質問に対する答弁書

一 について

厚生労働省としては、現在、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成十九年厚生労働省告示第二百八十九号。以下「指針」という。）を踏まえ、介護労働者や介護事業者の実態についての調査を実施しているところであり、その調査結果並びに御指摘のワーキングチーム及び研究会の検討結果を踏まえ、必要に応じて関係審議会において御議論いただいた上で、可能なものから順次施策を実施することとしている。御指摘のようにワーキングチーム及び研究会を開催し、具体策実施を先延ばしているわけではない。

二及び三について

ワーキングチームは、事業所団体及び労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営の効率化並びに将来を担う中核的な介護労働者の育成及び定着率の向上を図るために必要な対応の検討の参考とすることを、また、研究会は、介護労働者の雇用管理の現状把握及び分析、雇用管理の在り方、介護労働力の確保・定着のための具体的な支援策等を検討する

ことを目的とするものであり、それぞれ、指針を踏まえ、その目的に応じた検討を行ってきたものであるところ、「予算の無駄遣いではないか」との御指摘は当たらない。

四について

ワーキングチームについては、平成十九年度に合計三回開催したが、その開催経費は、社会保障審議会介護保険部会及び社会保障審議会介護給付費分科会の開催に必要な経費として計上された予算から支出したところである。平成十九年度予算においては、同部会及び同分科会の開催に必要な経費として七百七十六万六千円が計上され、ワーキングチームの開催一回当たり平均約五十四万九千円を支出したところである。

研究会については、平成二十年四月を初回として、これまでに三回開催したが、その開催経費は、地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費として計上された予算から支出しているところである。平成二十年度予算においては、研究会の開催等に必要な経費として六億百二十九万二千円が計上され、研究会の開催一回当たり平均約十五万円を支出したところである。

五について

研究会においては、労働経済学等の知見に基づいた議論を行うため学識経験者を構成員として検討を行っているところであり、御指摘の介護労働者を代表する者や介護事業の経営者等を含む業界団体の方々については、研究会におけるヒアリング等を通じて意見を伺うこととして

いるところである。

六について
お尋ねについては、平成十九年十二月十日に、ワーキングチームが取りまとめた「介護サービス事業の経営の安定化・効率化と介護労働者の処遇向上を図るための今後の検討課題」において、業務の実態に即した適切なサービス提供を可能とする観点から、サービスの質の確保を前提に人員配置基準等の在り方等を検討する必要があると指摘されたこと等から、現在、厚生労働省関係部局において、当該指摘事項について検討しているところである。お尋ねの結論を得る時期については、現時点においてお答えすることは困難であるが、結論を得られたものから順次施策を実施してまいりたい。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三五号

後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問主意書

平成二十年四月十日付で「後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問主意書」（以下、前回主意書）を提出し、同年四月十八日、政府答弁書（内閣衆質一六九第二八八号、以下、前回答弁書）を受領したところである。前回答弁書の内容についてなお疑問があるので、平成二十年四月十五日に厚生労働省が提示した「新しい高齢者医療制度について」と題する資料（以下、四月十五日保険局資

料)、「介護保険料の在り方に関する検討会第二回」における「国民健康保険料(税)の概要について」と題する資料(以下、検討会資料)に関連して、再質問する。

一 後期高齢者医療制度についての広報のための四月十五日保険局資料によれば、平均的な厚生年金二百一十万円を受給する夫と基礎年金を受給する妻の夫婦世帯が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合の、月額保険料の変化は、約九千二百円から約八千六百円であり、負担が約六百円軽減されるとある。一方、国民健康保険料について検討会資料に従えば、その変化は、約八千四百円から約八千六百円であり、負担が約二百円増加することとなる。厚生労働省が公表した二つの資料の間に、一方は負担増、一方は負担増という矛盾があることは、後期高齢者医療制度や政府広報に対する国民の信頼をゆるがすものであると考えるが、政府の見解はいかがか。

二 四月十五日保険局資料では、資産割額を含む四方式を採用する市町村の国民健康保険料の全国平均を国民健康保険料全体を代表するものとして取り扱い、後期高齢者医療制度導入による月額保険料の変化について広報している。しかし、左に述べる三つの理由から、四方式を採用する市町村を国民健康保険全体を代表するものと扱うのは不適切であると考えるが、政府の見解はいかがか。

① 資産割額を含む四方式を採用する市町村は、前回主意書でも明らかにしたように、他の算定方式による市町村よりも、低所得者については保険料の高いグループを構成してお

り、四方式による保険料は、国民健康保険料全体を代表するものではない。

② 四方式を採用する市町村は、全市町村の約八割に及ぶが、その九十六％は人口五万人以下下の人口の少ない市町村である。四方式による保険料は、自治体あたりの人口の少ない地域に偏ったものであり、国民健康保険料全体を代表するものではない。

③ 四方式に係る被保険者数の全被保険者における割合は、平成十七年度国民健康保険実態調査の表二十一の一から私が推計すれば、約五十二％であった。四方式による保険料は、最も多くの被保険者に係るものではないが、約半数の被保険者に係るものに過ぎず、国民健康保険料全体を代表するものではない。

三 一方、検討会資料における保険料の試算は、前回答弁書によれば「全市町村の平均値を用いて」なされたものである。制度移行後の比較の対象が、「全国平均の値により比較した後期高齢者医療の保険料」である以上、国民健康保険料についても、基礎賦課額算定に全市町村の平均を用いる検討会資料の試算法を採用するのが妥当であると考え、政府の見解はいかがか。

四 前回答弁書では、検討会資料に対して、全市町村の平均値を用いているので資産割額などが過小となり、試算が不正確となるとの批判がなされている。しかし、全国平均を考慮する場合、約半数の被保険者のみで採用されている資産割額などの基礎賦課額の影響は、その方式を採用している市町村での平均における影響の約半分となるのは当然のことである。このため、全国

平均における資産割額などの基礎賦課額が、その方式を採用している市町村での平均より小さくなることは、過小でも、不正確でもないと考え、政府の見解を改めて問う。

五 前回答弁書において、政府は事実をありのままに国民に広報するべきであるとの答弁をいたしたところである。しかるに、四月十五日保険局資料による後期高齢者医療制度の月額保険料に関する広報は、恣意的に新制度導入によって負担軽減となる地域を取り出し、その地域での負担軽減のみを強調した広報であり、事実をありのままに広報したものではない。このことからすると、これまで行われてきた後期高齢者医療制度における月額保険料についての広報を訂正し、検討会資料の試算法を用いたものに入れ替えるべきであると考え、政府の見解はいかがか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三三五号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問に対する答弁書

一、三及び四について

「介護保険料の在り方等に関する検討会第二

回」における「国民健康保険料(税)の概要について」においては、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ)について、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七に規定する所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から基礎賦課額を算定する方式(以下「四方式」という。)以外を採用している市町村も含めた全市町村の平均値を用いて資産割額及び世帯別平等割額を試算しているところである。そうすると、一定の所得を仮定して保険料を試算する場合は、基礎賦課額の算定に当たり資産割額と世帯別平等割額が過小となり適当ではないことから、お尋ねの保険局資料においては、より正確な試算とするため、約八割の市町村が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている四方式を用いて導入前後の傾向を算定したものである。

二及び五について

国民健康保険では、保険料の算定方法や医療費の水準が市町村ごとに異なることから、保険局資料においては、国民健康保険の保険料と後期高齢者医療の保険料を単純に比較することは困難であることをお断りした上で、国民健康保険の保険料から後期高齢者医療の保険料への代表的な変化について、約八割の市町村が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている方式に着目し、当該方式を採用する市町村における保険料率等の平均値を用いて導入前後の傾向を算定したも

のである。さらに、保険局資料においては、東京都において保険料が増額する場合についても説明しており、負担軽減のみを意図的に強調したのではなく、広報のための資料として不適切とは考えていないが、後期高齢者医療制度の趣旨やこれまでの制度からの変更点について、国民に必ずしも十分な御理解を得ていない部分もあると考えており、引き続き、周知のための広報に努めてまいりたい。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三六号

後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問主意書

一 後期高齢者医療制度における、四十七都道府県の広域連合の保険料の最高限度額は年間それぞれいくらか、また、各都道府県における国民健康保険の保険料の最高限度額の平均はそれぞれいくらか。

二 一に関連して、全国の広域連合における保険料の最高限度額の平均はいくらか。国民健康保険の最高限度額の全国の平均はいくらか。

三 一に関連して、いくつの都道府県が独自に税金を投入して、保険料を安くしているのか。

四 都道府県が独自に税金を投入し、保険料を安くすることについて、国の見解を示されたい。

五 『高齢者の医療の確保に関する法律の解説』（土佐和男編著）という著書は現職の厚生労働省職員が高齢者医療制度について解説したもので

あるが、この著書にある考え方は、厚生労働省の公式見解か。
右質問する。

内閣衆質一六九第三三六号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問に対する答弁書

弁書

一について

後期高齢者医療の保険料の年間の最高限度額は、厚生労働省において各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における状況を調査したところ、平成二十年四月三十日時点において、全ての広域連合において五十万円である。また、各都道府県における国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の年間の最高限度額の平均は、平成十八年度国民健康保険実態調査報告の速報値を用い、各都道府県内の市町村について市町村ごとに定められる基礎賦課額の限度額を合算したものを当該都道府県内の市町村数で除した額として千円単位で計算すると、大阪府においては五十二万七千円、埼玉県及び愛知県においては五十二万七千円、北海道及び奈良県においては五十二万八千円、栃木県、千葉県、東京

都、石川県及び京都府においては五十二万九千円、その他の県においては五十三万円である。

二について

お尋ねの各広域連合における後期高齢者医療の保険料の年間の最高限度額の平均は、一について述べた調査によれば、五十万円であり、国民健康保険の保険料の年間の最高限度額の全国平均は、全市町村について、市町村ごとに定められる基礎賦課額の限度額を合算したものを全市町村数で除した額として千円単位で計算すると、五十二万九千円である。

三について

厚生労働省において各広域連合における状況を調査したところ、平成二十年四月三十日現在、東京都、石川県、京都府及び岡山県の四都府県である。

四について

お尋ねについては、財政状況を踏まえつつ、都道府県において独自に判断されたものと考えている。

五について

御指摘の著書に記された考え方は、厚生労働省の公式見解ではない。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三七号

裁判員制度と介護保険制度に関する質問主意書

提出者 山井 和則

裁判員制度と介護保険制度に関する質問主意書

今後、裁判員制度が予定されているが、「裁判

員制度に関する意識調査」では、介護が必要な家族がいる場合、「義務でも参加したくない」と四二・四％の方が回答している。厚生労働省は「裁判員に参加することになった人は、介護保険制度を使ってヘルパーを頼んでほしい」と四月二日の産経新聞にコメントしている。そこで質問する。

一 家族を介護するために裁判員に参加しにくい者はどのように対応すればよいと厚生労働省は考えているのか。

二 裁判員に参加するために、家族を介護している者が介護保険制度を使ってヘルパーを頼んだ場合、利用者負担はどのようなになるのか。何らかの補助はされるのか。

三 同居家族がいるために介護保険制度のヘルパーを頼むことができない市町村が多数存在するが、そのような市町村に居住する介護者は、裁判員に参加するにはどのように対応すればよいと国は考えるのか。

四 同居家族がいるために介護保険制度のヘルパーを頼むことができない市町村は全国に何自治体あるのか。把握していないならば、裁判員制度への参加状況を予測するためにも、当然把握しておくべきと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質一六九第三三七号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出裁判員制度と介護保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出裁判員制度と介護保険制度に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねについては、要介護状態にある親族等を介護する者のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十六条第八号に規定する要件に該当するものについては、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができ、また、それ以外のものについても、介護保険制度上のサービスを利用して対応することが可能であると考えます。

また、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス（以下「訪問介護等」という。）の生活援助等については、家族又は親族等と同居している利用者であっても、個別の利用者の状況に応じて必要なサービスを提供することとしているが、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の可否について決定しているとの情報が寄せられたことから、そのような取扱いについて自治体に対する周知徹底に努めているところである。

二について

お尋ねのように介護保険制度を利用して訪問介護等を利用する場合は、一般的には、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）等により算定した額の百分の九十に相当する額が居宅介護サービス費等として支給されることとなっており、利用者の負担は、訪問介護等に要した費用の額から当該支給額を除いた額となる。また、

政府としては、お尋ねのような補助は行っていない。

四について

御指摘の市町村数については把握していないが、一及び三について述べたとおり、要介護状態にある親族等を介護する者は、裁判員になることについての辞退の申立てや介護保険制度上のサービスの利用により対応することが可能であり、また、現在、訪問介護等の生活援助等に係る取扱いについて自治体に対する周知徹底に努め、御指摘のような取扱いをする市町村がないよう指導しているところ、その数を把握する必要はないものと考えます。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三八号

北京五輪開会式への皇族の出席に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北京五輪開会式への皇族の出席に関する第三回質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一六九第三〇七号）を踏まえ、再度質問する。

一 北京五輪開催にあたり、中国におけるチベット問題に端を発し、世界各地の聖火リレーが様々な妨害を受けているが、右について政府としてどの様な見解を有しているか説明されたい。

二 前回質問主意書で、天皇皇后両陛下はじめ我が国の皇族に対して北京五輪開会式への出席を政府として要請する考えはあるかと問うたところ、

「前回答弁書」では「北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、現時点では決まっていない」との答弁がなされているが、当方が問うたのは、我が国の要人の内、誰が北京五輪開会式に出席するかどうかではなく、政府は皇族に北京五輪開会式への出席を要請する考えはあるか否かという点であるところ、質問の趣旨を正確に把握した上で答弁することを再度求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第三三八号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する第三回質問に対する答弁書

一について

世界各地で行われた聖火リレーにおいて一部混乱が見られたが、政府としては、聖火リレーが円滑に行われることを期待している。

二について

北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、皇族の出席を含め、現時点では決まっていない。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三三九号

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問主意書

一 本年四月二十四日付の読売新聞四面に、「六カ国協議 交渉甘い」外務省幹部が苦言との見出しで、外務省幹部の一人が、北朝鮮による核開発問題等に対応するために日本、米国、韓国、ロシア、中国、北朝鮮の六カ国でつくられた協議のための枠組み（以下、「六カ国協議」という。）について、我が国の「六カ国協議」における交渉は甘く、現在「六カ国協議」が停滞している原因となっている旨の発言（以下、「発言」という。）をしたと書かれた記事（以下、「読売記事」という。）が掲載されているが、外務省は「読売記事」を承知しているか。

二 「発言」をした外務省幹部とは誰か明らかにされたい。

三 二〇〇五年七月に北朝鮮が核兵器の開発を明らかにしてから、同年九月の「六カ国協議」の共同声明で、北朝鮮による核計画の放棄並びにそれへの見返りとして五カ国による北朝鮮支援という枠組みが確立され、その後二〇〇七年二月に「初期段階の措置」、同年十月に「第二段階の措置」をとることに伴ってそれぞれ合意に達した。しかし、二〇〇七年中に北朝鮮による核施

設無能力化と完全な核計画申告を行うとした「第二段階の措置」は、現時点でも未だなされていないが、政府、特に外務省として、右の理由につきどの様な認識を有しているか。「発言」にある様に、「六カ国協議」における交渉が甘かったことが原因であると政府、特に外務省は認識しているか。

四 「発言」に対する政府、特に外務省の見解如何。

五 「六カ国協議」並びに北朝鮮による核開発に対して、政府部内できちんとした連携はとられているか。「発言」は、政府、特に外務省における足並みの乱れを現すものか。右質問する。

内閣衆質一六九第三三九号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

二から五までについて

外務省として、御指摘の発言の具体的内容を

確認することができないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、北朝鮮の核問題の平和的・外交的な解決に当たっては、現時点では、六者会合が最も現実的な枠組みと考えており、引き続き、政府部内はもとより、米国及び韓国を始めとする関係国とも緊密に連携しつつ、最大限努力をしていく考えである。

平成二十年四月二十八日提出
質問 第三四〇号

二〇〇八年四月二十六日に行われた日口首脳会談に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇八年四月二十六日に行われた日口首脳会談に関する質問主意書

脳会談に関する質問主意書

一 本年四月二十六日、福田康夫内閣総理大臣はロシアのプーチン大統領と大統領公邸で会談（以下、「日口首脳会談」という。）したが、「日口首脳会談」に対する政府、特に外務省の評価如何。

二 本年四月二十七日の報道によると、「日口首脳会談」においてプーチン大統領は北方領土問題について、「これまで積み重ねてきた話し合いの上に、今後交渉を進めていきたい」旨、福田総理に伝えたとのことであるが、確認を求める。

三 二のプーチン大統領の発言にある「これまで積み重ねてきた話し合い」とは、日口間で合意された宣言や声明等を指すものと考えてるが、右に一九五六年の日ソ共同宣言、一九九三年の東

京宣言、二〇〇一年のイルクーツク声明は含まれるか。政府、特に外務省の見解如何。

四 「日口首脳会談」において、北方領土問題の解決に向けて前進は見られたか。政府、特に外務省の見解如何。

五 福田総理は今回の訪口において、メドベージェフ次期ロシア大統領とも会談したと承知するが、右会談においてどの様なことが話し合われたか。

六 福田総理はメドベージェフ氏に対してどの様な印象を持ったか。右質問する。

内閣衆質一六九第三四〇号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇八年四月二十六日に行われた日口首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇八年四月二十六日に行われた日口首脳会談に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の会談において、福田内閣総理大臣とプーチン・ロシア連邦大統領（当時）（以下「プーチン大統領」という。）との間の率直な意見交換を通じ、両首脳間の個人的な信頼関係を構築することができ、日露関係を幅広く更に進展させていく基礎を築いたと評価し

ている。

二から四までについて

御指摘の会談において、プーチン大統領は、これまで積み重ねてきた話し合いの上に、今後とも平和条約の締結に関する交渉を進めていくとともに、また、そのためにも日露関係を全般的に進展させていきたい旨述べた。また、福田内閣総理大臣とプーチン大統領は、平和条約の締結に関する交渉に関し、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、双方が受入れ可能な解決策を、首脳レベルを含め、今後とも話し合っていくことで一致しており、政府としては、引き続き、進展が見られるよう努力する考えである。御指摘の諸文書は、御指摘のプーチン大統領の発言に含まれると考えている。

五及び六について

御指摘の会談においては、北海道洞爺湖サミットに向けた協力、平和条約の締結に関する問題、幅広い分野での協力、国際情勢等について率直な話し合いが行われた。外務省としては、福田内閣総理大臣は、メドベージェフ・ロシア連邦第一副首相（当時）との間で個人的な信頼関係を構築することができたとの印象を持ったと承知している。

平成二十年四月三十日提出
質問 第三四一号

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二六九号)を踏まえ、再度質問する。

一 本年三月二十四日付と同月二十五日付の朝日新聞に、「内部告発」という題の、愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において裏金づくりが行われていることを訴えている記事が掲載されていることに、愛媛県警において行われた事実関係の調査(以下、「調査」という。)について、「前回答弁書」では「警察庁としては、前回答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第三二二号)二について述べた愛媛県警察による調査は、平成十七年一月二十日から同年三月三十一日までの間は同県警察本部総務室長を調査責任者として、同年四月一日から同年六月十日までの間は同県警察本部警務部長を調査責任者として、当時の警察署長等の関係者を対象とした聞き取り等の方法により行われたものと承知している。」との答弁がなされている。また「調査」については、「前回答弁書」で「警察庁としては、一について述べた愛媛県警察による調査は、所要の調査体制により十分な期間にわたり、同県公安委員会からの逐次にわたる指導を受けつつ、厳正に行われたものと認識している。」と答弁しているが、愛媛県警本部総務室長並びに同県警本部警務部長という愛媛県警内部の人間を責任者として行われた「調査」は十分な客観性を有し、その結果は信頼に足るものか。

二 「調査」を記録した文書は作成されているか。

三 「前回答弁書」では、愛媛県警または警察庁以外

の第三者による、仙波巡査部長が告発している偽領収書作成の事実に関する調査について、「愛媛県警察に対しては、会計検査院において、仙波敏郎巡査部長による記者会見が行われた平成十七年一月二十日以降、同県警察における予算の執行状況について、実地検査を行っている」と承知している。との答弁がなされているが、右答弁にある会計検査院による実地検査(以下、「実地検査」という。)の結果、どのような事実が明らかになったのか説明されたい。

四 「実地検査」を記録した文書は警察庁において作成されているか。

五 「前回答弁書」では、「警察庁としては、平成十八年度の愛媛県警察に対する会計監査において、当時の警察署長等の関係者からの聞き取り等を自ら実施した結果、前回答弁書三について述べたとおり、一について述べた同県警察の調査の結果と異なる事実は確認されなかったところである。」と、愛媛県警自らが行った「調査」以外に、仙波氏が指摘している偽領収書作成による愛媛県警の裏金づくりの事実関係について、警察庁として調査を行ったとの答弁がなされているが、右の調査は誰の責任の下、行われたのか、その官職氏名を明らかにされたい。

六 五の調査を記録した文書は作成されているか。

七 愛媛県警が、仙波氏が指摘した様な裏金づくりの事実を否定するのならば、それを公の場で訴え、世間に対してあたかも愛媛県警が組織ぐるみで裏金を作っているとの誤解を与えかねない言動を行った仙波氏に対して、何らかの処分、注意をするのが筋ではないかと前回答問主

意書で問うたところ、「前回答弁書」では、それは愛媛県警において判断すべきことである旨の答弁がなされ、また、愛媛県警が仙波氏に対して処分を下さない理由について「前々回答弁書」(内閣衆質一六九第三二二号)では、仙波氏の発言は直ちに全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等であると認められるものではないとして、仙波氏に対して懲戒処分等を行っていないとの答弁がなされている。しかし、裏金づくりが事実でないならば、仙波氏の行いは、自身が所属する組織で裏金づくりが行われているという虚偽の話を、自らの官職氏名を明らかにして公の場で訴え、自身が所属する愛媛県警のみならず、警察組織全体の名誉を著しく貶めるものであり、少なくとも全体の奉仕者たるにふさわしい行為とは言えないと考える。その仙波氏を処分しないのは、「調査」等では確認されていないとは言いがたも、やはり実際には愛媛県警において偽領収書作成による裏金づくりという行為が行われているのは事実であるということの意味するのか。警察庁の見解如何。

八 「前回答弁書」で警察庁は「偽領収書の作成による捜査費の私的な費消はあってはならない」と答弁しているが、仙波氏はそのあつてはならないことが愛媛県警ではあつたと訴えているのである。仙波氏の発言がウソなのか、それとも愛媛県警がウソを言っているのか、真実はどちらか一つであり、警察庁として事実関係を徹底的に明らかにすべく、再度何らかの調査を行うべきではないのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三四二号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一 及び八について

警察庁としては、御指摘の愛媛県警察による調査は、所要の調査体制により十分な期間にわたり、同県公安委員会からの逐次にわたる指導を受けつつ、厳正に行われており、当該調査の結果については、信頼性が確保されているものと認識している。また、平成十八年度の同県警察に対する会計監査においても当該調査の結果と異なる事実は確認されなかったことから、御指摘のような同県警察に対する調査を行うことは考えていない。

二 について

警察庁としては、御指摘の愛媛県警察による調査に関しては、同県警察により調査結果報告書が作成され、公表されたものと承知している。

三 について

御指摘の会計検査院による実地検査の結果、

決算検査報告に掲記された事項はなかつたものと承知している。

四について

警察庁においては、御指摘の会計検査院による実地検査の状況を記録した文書を作成していない。

五について

御指摘の警察庁による愛媛県警察に対する会計監査に関する会計監査責任者は、当時の警察庁長官である漆間蔵である。

六について

警察庁においては、御指摘の警察庁による愛媛県警察に対する会計監査の状況を含め、平成十八年度に実施した会計監査の状況に関して、「平成十八年度会計監査実施結果報告書」を作成し、公表した。

七について

警察庁としては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に執行手続上の問題等は認められたものの、平成十七年一月二十日に行われた仙波敏郎調査部長による記者会見での申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消された事実又は組織ぐるみで不適正に使用された事実は認められなかつたとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかつたところであり、御指摘のように同人に対して懲戒処分等が行われていないことが同県警察において偽領収書の作成による捜査費の私的な費消が行われていることを意味することとなるのではないと考えている。

平成二十年四月三十日提出
質問 第三四二号

警察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

警察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二七〇号)を踏まえ、再度質問する。

一 本年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という題で、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で警察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯に関して書かれた記事について、警察庁において調査活動費が適正に執行されているとする根拠を示されたいと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「調査活動費を含む警察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検査を受けている」との答弁がなされている。では、これまで警察庁において、会計検査院による検査で何らかの問題点を指摘されたことはあるか。

二 一で、あるのならば、どのような問題点が指摘されたのか説明されたい。

三 調査活動費の予算額が年々削減され、特に二〇〇七年の調査活動費が一九九八年と比較してほぼ八分の一にまで減少していることにつき、「前回答弁書」では「犯罪情勢の変化等に伴い、警察庁における調査活動の方法等の見直しを行い、平成十一年度予算から反映させたものである」との答弁がなされているが、右答弁で言う

「犯罪情勢の変化等」について、我が国の犯罪情勢にどのような変化が生じ、なぜ調査活動費を以前と比べて約八分の一にまで減らすことが可能になったのか、それぞれ具体的に説明されたい。

四 いくら種々情勢の変化があつたにせよ、過去十年の間に調査活動費の予算額が約八分の一にまで減らされることは、他の予算項目と比較しても、通常ではなかなか起こり得ないものであると考えるが、右は現在の調査活動費の水準が適正なのであつて、過去の調査活動費には余りにも無駄な、多額の金額が予算に計上されていたと云うことか。

五 警察庁において、調査活動費が裏金として使われることは適切か。

六 警察庁において、調査活動費の裏金化は必要か。

右質問する。

内閣衆質一六九第三四二号
平成二十年五月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問主意書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出警察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について
警察庁の調査活動費については、会計検査院

の決算検査報告において法令・予算に違反し又は不当と認めた事項等として掲記されたことはない。

三及び四について

調査活動費が減少したのは、公安情勢が大きく変化したことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の多様化・効率化を進めたことなどによるものであつて、過去の調査活動費に係る予算は適切に計上されていたものである。

五及び六について

第一回答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二三三三)四及び五について述べたとおりであり、調査活動費は、適正に執行されるべきものと考えている。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四三号

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第三回質問主意書

本年四月三十日、衆議院本会議において道路特定財源の暫定税率(以下、「暫定税率」という。)を復活させる税制関連法案が再可決された。右と「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二四七号)を踏まえ、再度質問する。

一 国土交通省所管の財団法人である「公共用地

補償機構」の役員・管理職三十人が、職員旅行費の約半分に当たる千五十万円を同機構に返還することを明らかにしたと本年三月七日付の新聞が報道したことにつき、同機構における職員旅行（以下、「職員旅行」という。）の費用額及び費用負担先等について前回質問主意書で問うたところ、二〇〇三年から二〇〇七年迄の間、

「職員旅行」の費用総額とその内同機構の職員が負担した金額について、「前回答弁書」では、それぞれ三百九十八万四千六百五十五円と三十二万四千円（二〇〇三年度）、四百三十八万六千五百円と三十二万二千円（二〇〇四年度）、四百六十四万四千三百五十五円と零円（二〇〇五年度）、四百二十万六千五百九十四円と十萬四千五百百円（二〇〇六年度）、四百三十六万八千二百八十一円と三万円（二〇〇七年度）であったとの答弁がなされ、「職員旅行」の費用総額の内同機構の職員の負担が最も多い二〇〇三年度でも一割にも満たずわずかに八％程度で、二〇〇五年度に至っては職員の負担は零円であることが明らかにされた。本年四月三十日、衆議院本会議において「暫定税率」の復活が決まり、翌五月一日より全国各地のガソリンスタンドでガソリンの小売価格が三十円程度値上がりすることが見込まれ、他の生活必需品の価格高騰に苦しんでいる国民に更なる負担増を強いることになるが、右の現状を鑑みる時、収入の七割を道路特定財源からの支出に頼っている「公共用地補償機構」における「職員旅行」は不適切であり、同機構の幹部はじめ主務官庁である国交省は猛省を求められていふと考えるが、国交省の見解如何。

ついて、国交省は把握しているか。参加する職員の負担がほとんどなく「職員旅行」が行われるという悪習はいつ頃から行われていたか。

三 前回質問主意書で、「公共用地補償機構」の職員が二〇〇三年度から二〇〇七年度迄の「職員旅行」の費用の約半分に当たる千五十万円を返還すると表明していることについて、半額ではなく全額を返還すべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「返還する金額に関する国土交通省としての考え方については、国土交通省に設置した「道路関係業務の執行のあり方改革本部」において、外部有識者の意見をもとに検討を行っているところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある「道路関係業務の執行のあり方改革本部」（以下、「本部」という。）とはどのような組織か、設立経緯、責任者、構成者の官職氏名等について説明されたい。

四 「本部」には民間人が参加しているか。

五 四で、民間人が参加しているのならば、その者に対して謝礼は支払われているのか、支払われているのなら、どの程度の謝礼が支払われているのか説明されたい。

六 「本部」における「職員旅行」の費用の返還についての検討の進捗状況について説明されたい。

福田康夫内閣総理大臣が本年四月三十日の記者会見において「これまでの国会審議などを通じて、道路特会などでの無駄づかいが明らかにになり、道路整備計画の信頼性にも大きな疑問が投げかけられました。本来、道路財源であれ、何であれ、国民の税金をお預かりしている以上、一円たりとも無駄があつてはならないことは、言うまでもありません。道路財源に関する無駄

づかいについては、不適切な支出をただちに止めること、随意契約を競争的な契約に変えること、不要の天下りを徹底排除することなどを決めました。問題はこれが着実に実行されていくことであり、外部有識者による監視も強化し、具体的な予算の削減につなげてまいります」と述べているが、「職員旅行」に限らず、道路特定財源を巡る無駄遣いに国民は「大きな疑問」を超えて、心底怒りを感じており、また道路特定財源に限らず、国民の尊い税金が無駄に使われることは断じてあつてはならないと思料するところ、あくまで「職員旅行」の費用を全額返還させるべきだと考える。「本部」においてどのような意見が出されているのか説明されたい。

内閣衆質一九九第三四三号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第三回質問に対する答弁書

一及び六について

先の答弁書平成二十年四月十一日内閣衆質一九九第二四七号三について述べたとお

り、国土交通省としては、財団法人公共用地補償機構（以下「機構」という。）における職員旅行の費用については、福利厚生事業として行われるとしても、社会的な常識にかなうような自己負担は必要であつたと考えているところである。

このことを踏まえ、道路関係業務の執行のあり方改革本部（以下「本部」という。）において、機構を含む道路関係公益法人の職員旅行への支出の在り方について検討を行い、平成二十年四月十七日に最終報告書を取りまとめ、同月十八日付けで、機構を含む道路関係公益法人に対し、今後の職員旅行への支出は旅行費用の五割以内かつ年間一人一万円を限度とすること、平成十五年度から平成十九年度までの過去五年間の職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額については役員及び管理職が法人に自主的に返還すること、当該返還された費用については国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用すること等の最終報告書に盛り込まれた取組の実施を要請したところである。

また、本部の検討の過程において、職員旅行への支出について、法人負担に一定の上限を設ける必要がある等、福利厚生費の支出の基準や考え方を整理する必要があるとの意見が出されたところである。

二について

国土交通省としては、平成十四年度以前の機構の職員旅行の費用負担等については把握しておらず、また、先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一九九第一五七号）六から十までについて述べたとおり、国土交通省として、

いつから費用の大部分を機構が負担する形で職員旅行が実施されるようになったかについては、承知していない。

三について

本部は、道路関係業務の執行について総点検を行うとともに、その改革の方向性について検討を行うため、平成二十年二月二十二日に国土交通省に設置されたものである。その構成は、本部長が冬柴鐵三国土交通大臣、副本部長が平井たくや国土交通副大臣、主査が松島みどり国土交通副大臣、金子善次郎国土交通大臣政務官、谷公一国土交通大臣政務官及び山本順三国土交通大臣政務官、本部員が峰久幸義事務次官、谷口博昭技監、竹歳誠国土交通審議官、宿利正史大臣官房長、宮田年耕道路局長、大森雅夫総括審議官及び原田保夫道路局次長である。

四について

本部の構成員に民間人は含まれていないが、外部有識者から、専門的かつ客観的な意見や指摘をいただいている。

五について

四について述べた外部有識者に対しては、国土交通省における会議等の出席に係る謝礼として各々に一時間当たり八千九百十円を支払っている。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四四号

物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三二四号）を踏まえ、再質問する。

一 国際的な原油価格高騰による国内でのガソリン、灯油販売価格の高騰、また同時に国際的な小麦価格高騰を受けたパンやうどん、ラーメン等の麺類等、国民生活に極めて密接に関わる諸物価が近年急激な上昇を見せており、また本年四月三十日、衆議院本会議において道路特定財源の暫定税率を復活させる税制関連法案が再可決され、翌五月一日からは再度ガソリンスタンドにおけるガソリン販売価格が値上がりすることが見込まれる。このような国民生活に深く関わる物資の価格が高騰していることにつき、福田康夫内閣総理大臣は本年四月十二日、東京都内において自ら開催した「桜を見る会」において「まあ物価が上がるとかね、しょうがないことはしょうがない。耐えて、工夫して、切り抜けていく。それが大事なんですよ」との発言（以下、「総理発言」という。）をしたことにつき、「総理発言」の真意は何か、「総理発言」は適切かと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「これは、原油価格や穀物など一次産品の価格が世界的に上昇している状況は、資源不足、人口増加、途上国の発展などから生じる構造的な問題を反映しているというのが一致した見方であることを踏まえ、そういう状況においては、我が国が構造改革を進め、二について述べたような種々の対応策を政府として講じつつ「工夫して切り抜けていく」ということが重要であって、そのための取組を引き続き行っている。

くということを示したものである。」との答弁がなされているが、右は、福田総理自ら質問に目を通し、自らの考えに基づいて答弁をしたものか。

二 多くの国民は「総理発言」に対して、一の答弁にある様に物価高騰に相対し、然るべき対応策をとっていく旨の福田総理の決意の現れと言うよりも、物価が高騰するのは政府としてもいかんともしがたく、国民もそれに耐えるしかないという、福田総理の物価高騰に対する極めて冷淡かつ無気力な考えとして受けたものと考えるが、福田総理の見解如何。

三 福田総理は職を賭して物価高騰に相対し、国民生活を守る考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三四四号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十年四月三十日内閣衆質一六九第三二四号）については、内閣総理大臣及びその他の国務大臣で組織される内閣として閣議において決定し、お答えしたものである。

二及び三について

御指摘の発言は、原油価格や穀物など一次産品の価格が世界的に上昇している状況は、資源不足、人口増加、途上国の発展などから生じる構造的な問題を反映しているというのが一致した見方であることを踏まえ、そういう状況においては、我が国が構造改革を進め、種々の対応策を政府として講じつつ「工夫して切り抜けていく」ということが重要であって、そのための取組を引き続き行っていくことを示したものであり、御指摘のような考えを示したのではない。政府としては、物価上昇に対処するため、我が国の構造改革を進め、先の答弁書二について述べたような種々の対応策を講じていく所存である。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四五号

自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三〇八号）を踏まえ、再度質問する。

一 本年四月十六日付の日経新聞夕刊が、「自衛官の自殺 後絶たず 他省庁公務員の二倍 防衛省、ケアに苦慮」との見出しで、国家公務員の中でも自衛官・防衛省職員の自殺件数が飛び

抜けて多いことを取り上げ、防衛省が様々な対応策をとっているのにも関わらず、その傾向に歯止めがかからない旨報じた記事(以下、「日経記事」という。)を掲載している。防衛省では、自衛官・防衛省職員の自殺理由を主に「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」の五つに分類していると承知するが、年齢別にみた自衛官・防衛省職員の自殺について、過去十年間の推移を説明されたい。

二 一で挙げた防衛省における自衛官・防衛省職員の自殺理由の中でも、「その他・不明」が約六割と、最も大きい比率を占めていることにつき、いじめを苦にした自衛官・防衛省職員の自殺は「その他・不明」に含まれているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『いじめ』が『その他・不明』の区分に整理されるかどうかについては、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、ではいじめを苦にした自殺は、右の五分類のうちのどれに含まれていると防衛省は認識しているのか。

三 前回質問主意書で、自衛隊を含めた防衛省におけるいじめの問題について、防衛省としてその事例数、原因、加害者と被害者等、その具体的な内容を把握しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「防衛省においては、例えば、上位の階級等にある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合には、事実関係を把握した上で、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行っているところであり、今後ともこのような行為に対しては厳正に対処していきたい。」との答弁がなされているが、当方が問うているのは、右答弁で言う「私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行っている」事例の件数や、誰から誰に対しての行為か等、その具体的な内容であるところ、防衛省として把握している過去十年間の、上位の階級等にある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合に、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行っている事例の件数、誰から誰に対しての行為か等につき、明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」によると、平成十五年七月十五日に防衛庁長官政務官(平成十九年一月九日からは防衛大臣政務官)を本部長として設置され、設置以来計十二回に渡り会議を開催してきた自殺事故防止対策本部(以下、「自殺防止対策本部」という。)において、これまで一度もいじめの問題についての議論はなされていないとのことであるが、例えば海自横須賀基地に所属していた一等海士が二〇〇四年十月に自殺し、両親が「自殺は上官のいじめが原因」として国と上官の元二等海曹を提訴している件をはじめ、自衛官・防衛省職員のいじめの問題が大きく取り上げられている中、「自殺防止対策本部」においていじめの問題について議論がなされていない理由を明らかにされたい。

五 「日経記事」で元航空自衛官の須賀雅則氏が「いじめは自衛隊では深刻な問題で、自分の在籍時にも自殺者は出ていた」(いじめによる自殺は)管理責任に直結する。階級社会の自衛隊では上司が処分を嫌い、上層部に報告する際に(原因特定を)うやむやに済ませる傾向があった」と指摘する記述があることについて、「前回答弁書」で防衛省は「防衛省として、御指摘の事について承知しているが、御指摘の記事で言及されている事実については確認されていない。」と答弁しているが、右の答弁は、防衛省において須賀氏が指摘する様な事実があるかどうか、然るべき調査をした上での答弁か。

六 五で、然るべき調査をした上での答弁でないのならば、防衛省において、須賀氏の指摘する様な事実はあるのかないのか、然るべき調査をした上で答弁することを求める。

七 防衛省は自殺防止対策の一環として、カウンセラーによる二十四時間体制の電話相談窓口の番号を自身の携帯電話に登録する様、本年四月から自衛官に周知していることに関連し、「前回答弁書」では「電話相談窓口の開設を委託している業者の選定については、当該役務に対応可能な業者との間で、随意契約を締結したものである。」との答弁がなされているが、右答弁にある当該役務に対応可能な業者とはどの業者を指しているのか明らかにされたい。

八 七の業者が防衛省における自衛官・防衛省職員の自殺防止のための施策に対応可能であると防衛省が考えている根拠を示されたい。

九 七の業者に、旧防衛庁並びに防衛省から天下つた者はいるか。いるのならば、その者の氏名と退職前の官職を明らかにされたい。

十 防衛省におけるいじめの問題について、それが「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」のどれに含まれるかも防衛省としてきちんとした答弁ができず、また、五で触れた様に、元自衛官が指摘する防衛省における深刻ないじめの問題についても、「確認されていない」として、真実を明らかにしようとする姿勢も見られない。自衛官・防衛省職員の自殺の理由が全ていじめによるものではないにしても、防衛省として今真っ先に取り組むべき事は、いじめ問題等、防衛省という組織の内部に蔓延る悪しき部分に正面から目を向けることであり、カウンセラーの電話番号等を自衛官・防衛省職員の携帯電話に登録させる等という小手先の対応をとることは断じてないと考ええるが、石破茂防衛大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三四五号
平成二十年五月十三日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一 防衛省においては、自衛官及び事務官等の自殺者の年齢について、十五歳から十九歳まで、二十歳から二十四歳まで、二十五歳から二十九歳まで、三十歳から三十四歳まで、三十五歳から三十九歳まで、四十歳から四十四歳まで、四十五歳から四十九歳まで、五十歳から五十四歳

官 報 (号 外)

まで、五十五歳以上という区分に整理して把握しているところであり、平成十年度はそれぞれ二人、七人、十人、十一人、九人、十一人、十九人、九人、一人であり、平成十一年度はそれぞれ二人、五人、九人、七人、十三人、七人、十人、十二人、零人であり、平成十二年度はそれぞれ零人、三人、十一人、十六人、十三人、九人、十七人、十二人、零人であり、平成十三年度はそれぞれ零人、四人、九人、十五人、四人、十一人、八人、十一人、二人であり、平成十四年度はそれぞれ一人、四人、十人、十八人、五人、十六人、十八人、十二人、一人であり、平成十五年度はそれぞれ三人、八人、十三人、六人、十二人、十人、十四人、十四人、一人であり、平成十六年度はそれぞれ零人、九人、十九人、十三人、十六人、十四人、十五人、十人、四人であり、平成十七年度はそれぞれ二人、十三人、十五人、十五人、十三人、十一人、十九人、十二人、一人であり、平成十八年度はそれぞれ二人、八人、十二人、十四人、九人、二十五人、十七人、十二人、二人であり、平成十九年度はそれぞれ四人、十二人、十二人、十人、十四人、十五人、十三人、八人、一人である。

二について

お尋ねについては、衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第三回質問に対する答弁書(平成十九年十二月二十八日内閣衆質一六八第三四三号)一から三までについてお答えしたとおり、防衛省においては、自殺の原因について、「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」

という区分に整理して把握しているところであるが、お尋ねの「いじめ」がいずれの区分に整理されるかについては、一概にお答えすることは困難である。

三について

防衛省においては、「いじめ」として懲戒処分を行っているわけではないため、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行った件数がお尋ねの「いじめ」の数に当たるものではないと考えるが、防衛省として現在統計資料を有している平成十五年度から平成十八年度までに「私的制裁」として九十二人、「傷害又は暴行脅迫」として二百九十一人の者に対して懲戒処分を行った。その詳細については、これを明らかにするために調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

四について

防衛省としては、二について述べたとおり、自殺の原因について、「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」という区分に整理して把握し、こうした区分に沿って自殺事故防止対策を議論しているところである。五及び六について

防衛省として、御指摘の記事で言及されている事実については確認されておらず、また、その内容は抽象的でもあり、更なる確認も困難である。

七について

お尋ねの業者は、株式会社セーフティネットである。

八について

防衛省としては、自殺事故防止の観点から

は、心の悩みのみならず、健康、借財、家族等に関する悩みについても解消し、又は軽減する必要があると考えているところ、七について述べた株式会社セーフティネットにおいては、このような悩みについて専門家への相談を希望する職員に対応することも可能であると承知している。

九について

お尋ねについては、衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問に対する答弁書(平成十九年十二月二十八日内閣衆質一六八第三四四号)六についてお答えしたとおりである。

十について

防衛省においては、自殺防止対策については、これまででもカウンセリング体制の充実、メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を実施してきたところであり、今後とも中長期的な視点に立つて、自殺防止対策を継続的に実施することが必要であると考えるが、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことがないようにするべく、隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四六号

北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問主意書

一 現在政府は、内閣総理大臣経験者等の我が国の要人の誰であに、中国政府より北京五輪開会式への案内を受けているか明らかにされたい。
二 福田康夫内閣総理大臣は、北京五輪開会式に出席する考えはあるか。

三 本年五月六日に中国の胡錦濤国家主席が来日すると承知するが、その際に福田総理が北京五輪開会式への出席を胡錦濤主席から要請された場合、出席の返事をする用意はあるか。
右質問する。

内閣衆質一六九第三四六号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問に対する答弁書

一について

中国政府から我が国要人に対して、北京オリンピック開会式への招待状が発出される等個別の案内がなされているとは承知していない。

二について

北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、福田康夫内閣総理大臣の出席を含め、現時点では決まっていない。

三について

平成二十年五月七日に行われた福田康夫内閣総理大臣と胡錦濤中国国家主席との会談においては、胡錦濤中国国家主席より福田康夫内閣総理大臣に対し、北京オリンピック開会式への出席要請はなされなかった。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四七号

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書

提出者 山井 和則

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書

平成二十年四月一日、後期高齢者医療制度が施行されたが、国民の間では不安と関心が高まっている。平成二十年四月二十四日、二十五日の山口県版の新聞には、次のような内容を記した自由民主党広告が掲載された。

「新しい高齢者医療制度では、多くの自治体で保険料が安くなります。基礎年金で一人暮らしのお年寄りの場合、岩国市では月一、二〇〇円で変わりますが、下松市、光市、周南市などでは安くなります。」

実際、保険料がどれ程度上がるか、あるいは下がるかは大きな関心事になっている。そこで、後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する政府の見解について、以下のとおり質問する。

一 多くの自治体では今年三月までの旧制度の保険料と比べ、後期高齢者医療制度の保険料は安くなるのか。

二 おおよそ何割の自治体が、今年三月までの旧制度の保険料と比べ、後期高齢者医療制度の保険料が安くなると推計しているのか。

三 厚生労働省は、今年三月までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料が上がる割合、あるいは下がる割合の変化について実態を把握しているのか否か。

四 三の質問の割合について把握をしている場合、全国における、今年三月までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料は上がるのか、あるいは下がるのか、それぞれの被保険者の割合及び人数をお示しいただきたい。

五 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の変化の実態を把握していない場合、いつまでに実態を把握するのか。

六 五の質問における実態把握をした場合、過半数の被保険者の保険料が上がっている可能性はあるのか否か。

七 下松市、光市、周南市に住み、基礎年金で一人暮らしをしているお年寄りの場合、今年三月までの旧制度の保険料と比べ、後期高齢者医療制度の保険料は安くなるのか。それぞれの市についてお答えいただきたい。

八 七の質問において保険料が安くなる場合、安くなるのは被保険者全員なのか、それとも何割のお年寄りについてなのか。それぞれの市について教えていただきたい。

九 七の質問において保険料が安くなる場合、被

保険者の過半数は安くなるのか。それぞれの市について教えていただきたい。
右質問する。

内閣衆質一六九第三四七号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対する答弁書

一、四、八及び九について

お尋ねについては把握しておらず、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの推計については、行っていない。

三について

お尋ねについては、把握していない。

五について

お尋ねの後期高齢者医療への移行に伴う保険料の変化について、より実態を把握できないか調査を行うことを予定しているが、全数調査を行うこととした場合には、各後期高齢者医療広域連合及び各市町村村にとって膨大な負担となるものであるため、現在、どのような方法で調査を行い、いつ取りまとめるかについて検討し

ているところである。

六について

お尋ねについては、実態把握のための調査の取りまとめを待って、お答えすべきことであると考えている。

七について

お尋ねの「基礎年金で一人暮らしをしているお年寄り」が、今年三月までの医療保険制度に加入していたか明らかでないため、旧制度の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなるかどうか一概に申し上げられないが、仮に、今年三月以前に市町村が行う国民健康保険に加入しており、基礎年金のみを収入として一人暮らしをしていた方が、今年四月に後期高齢者医療の被保険者となった場合においては、国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなるものと承知している。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四八号

後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書
後期高齢者医療制度については、平成二十年四月一日の施行日に間に合うように、被保険者の手元に被保険者証が届かなかつたり、保険料が広報されている額より高かつたりし、国民の間で不安と関心が高まっている。平成二十年四月二十二日付の、自由民主党の「自由民主」政策特集号では、「安心・納得の長寿医療制度をテーマとし、広告

官 報 (号 外)

が次のように掲載されている。

「新しい高齢者医療制度は安心して医療を受けてもらうためのものです!!」

その中で保険料については、全国平均で、基礎年金月額六万六千円(旧制度)だけで生活している方は、月額二千八百円(旧制度)が月額千円(新制度)、また、平均的な厚生年金(月額十六万七千円)だけで生活している方は、月額七千七百円(旧制度)から月額五千八百円(新制度)になるとされている。

さらに、「多くの高齢者が負担減に 平均的には、基礎年金や厚生年金だけで暮らしている方の保険料は安くなります」とある。

保険料がどれ程度上がるか、あるいは下がるかは大きな関心事になっている。そこで、後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する政府の見解について、以下のとおり質問する。

一 後期高齢者医療制度の保険料は、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、多くの高齢者にとって負担減になるのか否か。

二 後期高齢者医療制度の保険料は、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、何割の高齢者にとって負担減になるのか。

三 基礎年金で暮らしている方の過半数は、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料は安くなるのか。

四 厚生年金だけで暮らしている方の過半数は、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料は安くなるのか。

五 三と四の質問で、それぞれの保険料は何割安くなるのか。

六 基礎年金だけで暮らしている方の保険料は、

今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、何割の高齢者が安くなるか把握しているか。

七 厚生年金で暮らしている方の保険料は、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、何割の高齢者が安くなるか把握しているか。

八 基礎年金だけで暮らしている方で、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料が高くなっているケースはあるのか否か。もしあるとすれば、それはどのような理由によるのか。考え得る理由をすべて列挙してお教えいただきたい。

九 厚生年金だけで暮らしている方で、今年三月末までの旧制度の保険料と比べて、後期高齢者医療制度の保険料が高くなっているケースはあるのか否か。もしあるとすれば、それはどのような理由によるのか。考え得る理由をすべて列挙してお教えいただきたい。

十 月額二千八百円(旧制度)と月額七千七百円(旧制度)はどのような実態調査に基づく数値なのか。

十一 月額二千八百円(旧制度)と月額七千七百円(旧制度)は、全国全ての自治体の平均額か。それとも、限られた一部の自治体の平均額か。右質問する。

内閣衆質一六九第三四八号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては把握しておらず、お答えすることは困難である。

六及び七について

お尋ねについては、把握していない。

八及び九について

お尋ねについては、市町村が行う国民健康保険において、所得や医療費の水準等保険料額に影響を与える要素が市町村ごとに異なっていること、保険料の算定方法が市町村によって様々であること及び都道府県又は市町村が独自に公費による補助を行い保険料の軽減を図っていた場合があること並びに後期高齢者医療において、所得や医療費の水準等保険料額に影響を与える要素が都道府県ごとに異なっていることから、旧制度の保険料と比べて後期高齢者医療の保険料が高くなる場合があり得ると考えている。

十及び十一について

お尋ねの数値は、平成十八年度国民健康保険実態調査報告の速報に基づき、約八割の市町村が採用している、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七に規定する所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から基礎賦課額を算定する方式を採用している保険者について集計した国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五

年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)の平均値である算定基礎(所得割率七・三六パーセント、資産割額約一万九千円、世帯別平等割額約二万四千円及び被保険者均等割額約二万三千円)を用いて、基礎年金(月額六万六千円)受給者と平均的な厚生年金(月額十六万七千円)受給者の保険料を算出したものである。

平成二十年五月一日提出
質問 第三四九号

肝炎四一ハリスト実態調査に関する質問主意書

提出者 山井 和則

肝炎四一ハリスト実態調査に関する質問主意書

四月二二日の衆議院決算行政監視委員会の第二分科会で、薬害肝炎の四一ハリストにおける患者本人またはご遺族へのお知らせと調査の進捗状況について質問したが、「平成二〇年四月二一日現在、八三通の回答があった。今後、回収いたしました調査票を集計いたしました。医学の専門家から成る検討会での議論を経て調査結果を取りまとめたい」との答弁があった。ついてはその調査結果はいつ公表されるのか。舩添厚生労働大臣が二〇〇二年当時の四一ハリストの実態調査をすると表明してから半年以上経過しているが、今把握している範囲での実態調査結果を公表すべきではないか。右質問する。

内閣衆質一六九第三四九号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出肝炎四一ハリスト実態調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出肝炎四一ハリスト

ト実態調査に関する質問に対する答弁書

厚生労働省としては、回収した調査票の集計結果については、「フイブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会において検討をいたした上で公表することとしており、その検討が終了していない現時点でその公表時期についてお答えすることは困難である。

平成二十年五月二日提出
質問 第三五〇号

後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問主意書

福田康夫内閣総理大臣は、四月三十日の記者会見で、後期高齢者医療制度について、次回の年金天引きが行われる六月十三日までに制度の問題点を集中的に点検し、緊急対策をまとめる考えを表明した。また、外添要一厚生労働大臣も同日の記者会見で、後期高齢者医療制度の保険料に関する実態調査を次回の年金天引きまでに行う方針を明

らかにした。よって、以下質問する。

一 政府は現時点で、後期高齢者医療制度の問題点が何であると認識しているか。

二 実態調査を行うとのことだが、その対象、調査項目は何か。国民に広く周知し、この制度への理解を深めるためにも、具体的に明らかにされたい。

三 二の実態調査には、以下の項目が含まれるかどうかを明らかにされたい。

- ① 本年四月から、全国で年金から保険料を天引きされた被保険者数とその保険料総額。
- ② 本来徴収すべき保険料よりも、過大な保険料を年金から天引きしてしまった件数と過大徴収された保険料総額。その要因。
- ③ 本来の保険料よりも、過少な保険料を年金から天引きしてしまった件数と不足した保険料総額。その要因。
- ④ 本年四月からの年金天引きが間に合わなかった自治体数と全体に占める割合。その要因。
- ⑤ 新制度導入による保険料と、それまでの国民健康保険料との自治体毎の増減。その額。
- ⑥ 保険料の負担軽減措置として、公費を投入している広域連合とその投入額。
- ⑦ 国民年金のみで生活をしている後期高齢者世帯が負担する保険料の全国平均額と従前の国民健康保険料のそれとの比較。
- ⑧ 後期高齢者医療制度の保険証が被保険者本人に届いていない事例数と対処状況。その要因。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五〇号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、後期高齢者医療制度を創設した理念や制度の骨格について適切なものと考えているが、被保険者に被保険者証が届いていない事実、保険料の年金からの特別徴収の方法による徴収に係る事務手続に誤りがあった事実等が生じていることから、制度の施行に当たり事務手続において注意すべき点があったものと考えている。

二及び三について

お尋ねの実態調査は、被保険者の保険料負担に係る各市町村の傾向並びに被保険者に被保険者証が届いていない事実や、保険料の年金からの特別徴収の方法による徴収に係る事務手続に誤りがあった事実が生じたこと等の運用面の問題に係る要因及びその対応状況等について調査を行うものであり、現在、その詳細について検討をしているところである。

平成二十年五月二日提出
質問 第三五一号

後期高齢者医療制度の支援金に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

後期高齢者医療制度の支援金に関する質問主意書

- 一 各健康保険に割り当てる支援金の額は、各保険毎の〇歳〜七十四歳までの加入者数（組合員十扶養家族）に応じて決まると理解してよい。その計算式もあわせて示されたい。
- 二 なぜ二十歳〜七十四歳の加入者数とせず、〇歳〜七十四歳までの加入者数としたのか。
- 三 なぜ組合員だけでなく、扶養家族まで算入することにしたのか。
- 四 この考え方、基準で計算すると、各保険に占める〇歳〜七十四歳までの加入者数が多いほど、多額の支援金の拠出が求められることになると理解してよい。
- 五 以上の考え方、基準からすると、以前の老人保健制度に基づく拠出金と、新制度による支援金で、各健康保険毎に、その額はどうか増減すると想定（計算）しているのか。左記保険毎に回答されたい。
- ① 国民健康保険（自営業、無職等）
- ② 共済組合（公務員）
- ③ 政府管掌健康保険（中小企業の従業員）
- ④ 健康保険組合（大企業の従業員）
- 六 ある民間シンクタンクの試算によると、五の

増減は、①約三千億円の減、②約六百億円の減、③約四千億円の減、④約六百億円の増、とされている。この試算を政府としてどう考えるか。これによれば、新制度は、大企業の従業員（サラリーマン）に負担増、すなわち保険料の値上げを求めることを意味するが、そう理解してよい。

七 健康保険組合連合会（健保連）によると、三千万人が加入する全国千五百二の組合について、六十五歳〜七十四歳の前期高齢者向け負担金は四千億円増加し、後期高齢者も含めた高齢者医療全体では五千九百四十四億円増加する結果、平成二十年度予算の赤字総額が前年度予算比で三千九百二十四億円増え、過去最大の六千三百三十二億円になるとしている。また、赤字組合が全体の九割の千三百三十四組合となり、すでに百四十一組合が保険料を引き上げたとも伝えられている。

健保連は、赤字分の穴埋めには平均〇・八%の料率アップが必要で、平均保険料率は政府管掌健康保険並みの八・二%程度になるとの見通しを示しており、新制度により、高齢者だけではなく、サラリーマン世帯にも新たな負担を強いる可能性が大であることが明らかになっている。政府は、このような実態をどう認識しているのか。

八 このような健保組合の赤字財政に鑑み、政府は、現在、国会に提出している政府管掌健康保険の国庫負担を健康保険組合に肩代わり（七百五十億円）させる健康保険特例措置法案を撤回すべきではないか。

内閣衆質一六九第三五一号
平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の支援金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の支援金に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「支援金」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金を指すものと考えているが、その額の算定について基本的な考え方をお示しすると、すべての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（同法第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。）の総額をすべての保険者（同法第七條第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）に係る加入者（同法第七條第三項各号に規定する加入者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額に、当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、一定の調整率を乗じて得た額であり、お尋ねのとおり各保険者ごとの加入者の数に応じて決まるものである。

二及び三について
後期高齢者支援金については、特に一人当たりの医療費が高い後期高齢者の医療費を社会連帯の精神に基づき国民全体で公平に負担するという考えにより、保険者ごとの加入者の数に応じて負担することとしたものである。

四について

お尋ねのとおりである。

五について

お尋ねについて、平成十九年度の老人保健拠出金と平成二十年度の後期高齢者支援金に係る保険者ごとの負担を推計すると、国民健康保険は約五千三百七十八億円の減、共済組合は約百六十二億円の増、政府管掌健康保険は約二千九百一十一億円の減、健康保険組合は約九百四十億円の増となる。

六について

お尋ねの試算については、その計算方法等の詳細が明確でないため、お答えすることは差し控えたい。

七について

健康保険組合連合会により発表された「平成二十年度健保組合予算早期集計」によれば、健康保険組合の経常収支ベースで六千三百二十二億円の赤字が見込まれているところであるが、これは、高齢者医療制度への見直しに伴い見込まれる支出増に対して、健康保険組合において、一般に、収支の均衡が図られる程度まで保険料率を引き上げるのではなく、積立金の取り崩しにより対応したため、当該支出増に比して収入増が小さかったこと等によるものと考えられる。高齢者医療制度への見直しに伴う支出増については、高齢者の医療費が今後増大していくことが見込まれる中で、社会連帯の精神に基づき、国民全体で公平に負担いただくことにより、国民皆保険制度を維持する仕組みとするために必要な負担であると考えている。

八について
今回の政府管掌健康保険等への支援措置は、

厳しい国家財政の中において、被用者保険のセーフティネットとしての役割を果たしている政府管掌健康保険の安定的運営を確保するため、財政力のある健康保険組合等から納付いただいた特例支援金を政府管掌健康保険等に対して交付するものであり、被用者保険間の助け合いの一環として、医療保険制度全体の安定的な運営と、国の適切な財政運営との両立を図るために必要な措置と考えている。

平成二十年五月二日提出
質問 第三五一号

平成二十年四月十七日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

平成二十年四月十七日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問主意書

平成二十年四月十七日に名古屋高等裁判所において下された判決事件番号平成十九（ネ）五八、平成十八（ネ）一〇六五並びに平成十八（ネ）四九九（以下前記判決という。）にイラクにおいて航空自衛隊が行っている空輸活動は、武力行使を禁止したイラク特措法二条二項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条三項に違反し、かつ、憲法九条一項に違反する活動を含むものであるとしている。この判決に基づく政府の対応について質問する。

一 前記判決は五月二日午前零時をもって確定したが政府の見解如何。また航空幕僚長が「そんなの関係ねえ」と発言したと報道されているが事実関係如何。またその発言が事実であれば三権分立に反するものと考えているが、かかる発言に

に対する処分はどのように考えているのか回答を求める。

二 前記判決がイラクにおいて航空自衛隊が行っている空輸活動は憲法違反を含むものであるとし、その判決が確定した以上は航空自衛隊の撤退を行わなければならないと考えるが政府の見解如何。

三 前記判決では航空自衛隊が米国からの要請を受け平成十八年七月から実施しているバグダッド空港への空輸活動について、多国籍軍の戦闘行為にとつて必要不可欠な軍事上の後方支援を行っていると認めその上で他国による武力行使と一体化した行動であつて、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ないとし、これが憲法違反を含む行為とされたと解するが政府の見解如何。

四 前記判決ではイラクへの自衛隊派遣差し止めについては控訴人らが違憲な戦争の遂行や協力などを強制される事態にはなっていないとし、控訴人の訴えを退けている。政府においては違憲な戦争を遂行する当事者であり、派遣差し止めを求められていると考えるが政府の見解如何。

五 そもそもこれまで政府はイラクにおいて非戦闘地域が存在し、そこに自衛隊を派遣すると説明してきた。しかし前記判決においてイラク、特にバグダッドはイラク特措法が自衛隊の活動を認めていない戦闘地域に該当すると認定した以上、イラクへの自衛隊派遣は法律違反と解するが政府の見解如何。

内閣衆質一六九第三五二号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出平成二十年四月十七日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出平成二十年四月十七日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問に對する答弁書

一、二及び四について

御指摘の名古屋高等裁判所の判決(以下「本件判決」という。)は、控訴人らから被控訴人である国に対する自衛隊のイラク派遣等の違憲確認請求及び差止請求について不適法なものであるとして却下し、損害賠償請求について棄却した第一審判決に対する控訴を棄却する旨の国側勝訴の判決であり、航空自衛隊のイラクでの空輸活動は憲法に違反する活動を含んでいる旨を述べた部分は、判決の結論を導くのに必要のない傍論にすぎず、政府としてこれに従う、従わなという問題は生じないと考える。

田母神航空幕僚長は、平成二十年四月十八日の記者会見において、本件判決後のイラク復興支援派遣輸送航空隊の雰囲気について、必ずしも正確な表現ではないが、自らの言葉で御指摘のような発言をしたものと承知しており、同航空幕僚長は、同月二十五日の記者会見において、発言の一部の表現が不適切であつたとの認識を示している。防衛省として、同航空幕僚長に對して人事上の処分を行うことは考えていない。

三及び五について

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号。以下「イラク特措法」という。)においては、我が国の活動をそれ自体は武力の行使ではないものに限定し、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないことと認められる地域に限って実施することとするなど、我が国の活動が他国の武力の行使と一体化することがないことを制度的に担保する仕組みを採用しているところである。

政府としては、自衛隊が対応措置(イラク特措法第二条第一項に規定する対応措置をいう。)を実施する区域については、これまでに我が国が独自に収集した情報、諸外国等から得た情報等を総合的に判断し、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないことと認められる地域に該当すると考えている。

したがって、政府としては、航空自衛隊のイラクでの活動は、憲法の範囲内でイラク特措法に基づき適法に行われているものと認識している。

平成二十年五月二日提出
質問 第三五三三号

ロシア政府による北方領土におけるレーダー誘導装置等の設置に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア政府による北方領土におけるレー

ダー誘導装置等の設置に関する質問主意書

一 本年四月二十八日付の北海道新聞夕刊は、ロシアのサハリン州政府が、夜間や悪天候時の着陸の安全確保のため、北方領土にある二つの空港に、航空機のレーダー誘導装置と着陸誘導灯を新たに設置する考えであると報じているが、外務省は右の北海道新聞の記事並びにサハリン州政府によるレーダー誘導装置等の設置計画(以下、「計画」という。)を承知しているか。

二 「計画」に対する外務省の評価如何。

三 外務省が「計画」を最初に知つたのはいつか。

四 外務省が「計画」を知つてから、これまでロシア側に対して「計画」について何らかの意見を伝え、抗議をしているか。

五 四で、何らかの意見を伝え、抗議をしているのなら、その日にち、場所、内容並びに日本側の誰からロシア側の誰に対して意見伝達、抗議がなされているのか説明されたい。

六 現在ロシア政府は、千島列島経済社会発展計画に基づいて北方領土の開発を進めている。

「計画」も右の発展計画の一環であり、ロシアによる我が国固有の領土である北方領土の実効支配は年々強まつていゝと思料するが、外務省も同様の見解を有しているか。

七 ロシアによる北方領土の実効支配に對して、外務省としてどのような方法で対処していく考えか説明されたい。

八 北方領土については、日ロ政府間で両国の係争地域であることは合意がなされているのだから、例えばいわゆるビザなし交流の様な、両国の立場を害さない形で、我が国の企業の北方領

土への進出並びに北方領土における活動を進める枠組みが作れるのではないかと考える。我が国としても、右に述べた様な方策により我が国の企業等の北方領土への進出を積極的に支援し、北方領土において実質的に我が国の存在感を示さなくては、北朝鮮籍はじめ第三国籍の人間がロシアに入国するという形で北方領土における労働に従事し、また中国や韓国の製品が流通し、更に「計画」をはじめロシア政府による北方領土の開発が進んでいるという、ロシアによる北方領土の実効支配が強化されつつある現状をただ座視するだけであり、北方領土は益々我が国から遠ざかっていくものと思料するが、外務省の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五三号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土におけるリーダー誘導装置等の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土におけるリーダー誘導装置等の設置に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の記事については、外務省として承知している。北方四島における空港の整備に関する事業が、平成十八年八月にロシア連邦政府が承認した「二千七十七年から二千十五年までのクリ

ル諸島(サハリン州)社会・経済発展」連邦特別プログラム」に含まれていることは承知している。他方、北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、御指摘の「計画」について詳細に把握することが事実上できない状況にあることから、外務省として、評価を述べることは困難である。

四から八までについて

北方四島がロシア連邦により不法占拠されている状況が、昭和二十年以降六十年以上を経て本質的に変わっていないことは誠に遺憾であり、外務省としては、このような現状を打破するため、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間で交渉する考えである。

また、外務省としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において我が国の企業が北方四島において活動を行うことは、その具体的内容、態様等がたかとも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごときものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。

平成二十年五月二日提出
質問 第三五 四号

志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問主意書

二〇〇三年の鹿児島県選において中山信一氏と志布志市の運動員ら十五人を公職選挙法違反容疑で逮捕したが、後に担当警察官(以下、「担当警察官」という。)による強圧的、非人道的な取り調べが行われたことが明らかになり、全員の無罪が確定した志布志事件(以下、「事件」という。)について、「担当警察官」の一人である浜田隆広氏は、容疑者となつた方々に対して容疑者の親族の名前を書いた紙を踏ませる「踏み字」と言われる行為を強要していたことで、本年三月十八日、福岡地方裁判所において懲役十ヵ月、執行猶予三年の有罪判決を言い渡されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三一七号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、浜田氏に有罪判決が下され、司法においても「踏み字」行為が違法であるとの判断がなされたのに、それをただ「相手方への配慮を欠いたもの」とする鹿児島県警の認識は妥当か、「踏み字」行為、ひいては「事件」に対する鹿児島県警の真摯な反省が見られないが、警察庁が鹿児島県警から「踏み字」行為についての報告を平成十六年四月に受けた時に、警察庁として「踏み字」行為、「事件」に対する鹿児島県警の認識に、当方と同様の問題意識を持たなかったのかと問うたところ、「前回答弁書」では「警察庁としては、同県警察から当該指導に関する報告を受けた際、御指摘の「踏み字」行為の詳細を把握しておらず、当該指導が妥当性を欠くとの認識を持つには至らなかったところであるが、現在判明している「踏み字」行為の実態

にかんがみれば、結果として不十分な点が認められると評価せざるを得ないものと考えている。」との答弁がなされている。右答弁にある様に、警察庁が平成十六年四月に「踏み字」行為の報告を鹿児島県警から受けた際には、警察庁は「踏み字」行為の詳細を把握していなかったがために、鹿児島県警における浜田氏を含む「担当警察官」への指導が妥当であったと認識し、然るべき指導を鹿児島県警にしなかったことは、結果として警察庁の怠慢、不作為にあたると警察庁は認識しているか。

二 鹿児島県警が「踏み字」行為という、人間の尊厳を著しく傷つけるものを、「相手方への配慮を欠いたもの」と、極めて軽い程度でしか認識していないことは妥当か。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度警察庁の見解を問う。

三 一の答弁にある様に、警察庁が「踏み字」行為についての鹿児島県警の対応が不十分であると認識しているのなら、警察庁として、再度鹿児島県警に対してきちんとした指導を行うべきであると考えますが、警察庁の見解を示されたい。

四 前回質問主意書で、警察庁として「事件」に対する鹿児島県警の謝罪はもう済んでいると認識しているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「警察庁においては、鹿児島県警察から、御指摘の「事件」について、同県警察本部長が同県議会において、元被告人の方々に對する謝罪の答弁を行い、また、同県警察本部長及び同県警察本部刑事部長が記者会見において、元被告人の方々に對する謝罪の意を表明したとの報告を受けているところである。」との答弁がなされているが、右の答弁は質問に真正面から答えたも

のではない。警察庁として、「事件」に対する鹿児島県警の謝罪はもう既に済んでいると認識しているのか否か、再度明確な答弁を求める。

五 当方は、「踏み字」行為を強要した浜田氏と、「踏み字」行為を知らなかったにせよ「事件」という冤罪事件をつくることになった「担当警察官」が、「事件」で容疑者となった方々に対して直接謝罪をして初めて、鹿児島県警による「事件」に対する謝罪は済んだと言えるものと考ええる。警察庁として、「前回答弁書」にある様に、その判断をあくまでも鹿児島県警に委ねると言うのではなく、警察庁から鹿児島県警に強く指導すべきであり、またそれが警察庁の職責にあたるのではないか。

六 「事件」並びに「踏み字」行為の強要等により、現在鹿児島県警、警察庁への国民の信頼は大きく揺らいでいると史料するが、警察庁の見解如何。

七 「担当警察官」が直接「事件」の容疑者となった方々に謝罪することで初めて、鹿児島県警、そして警察庁への国民の信頼回復につながると史料するが、警察庁の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五四号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第三回質問に対する答弁書

一 について

警察庁としては、御指摘の「踏み字」行為及び当該行為を行った警察官に対する指導に関する報告を鹿児島県警察から受けた際、同県警察に対して更なる詳細な報告を求めず、当該指導が妥当性を欠くとの認識を持つに至らなかったことについて、結果として不十分な点があったものと考えている。

二及び三について

鹿児島県警察によると、御指摘の「踏み字」行為について、平成十五年六月に当該行為を行った警察官に対して口頭で指導を行った時点では、当該行為について、相手方への配慮を欠いたものであったとの認識にとどまっていたとのことであり、警察庁としては、現在判明している当該行為の実態にかんがみれば、同県警察の認識には不十分な点が認められると評価せざるを得ないものと考えている。

しかし、警察庁としては、同県警察は、その後、平成十九年一月に当該行為に関する国家賠償請求訴訟の判決で当該行為が違法な有形力の行使であるとされたことを重く受け止めるとともに、同年二月には当該行為を行った警察官を減給の懲戒処分に付したものと承知しており、また、同年二月に御指摘の「事件」の無罪判決で同県警察による捜査上の問題点が指摘されたことを踏まえ、同年三月に同県警察を含む全国の

都道府県警察に対して、適正な取調べの実施等について通達を発出するなどの指導を行ったところである。

四について

警察庁としては、個別具体的な捜査に関する謝罪が十分であるか否かについては、当該捜査を行った都道府県警察において判断すべきものであると考えており、御指摘の「事件」に関する謝罪が十分であるかについては、鹿児島県警察において適切に判断するものと考えている。

五及び七について

警察庁としては、個別具体的な捜査に関してどのような謝罪を行うかについては、当該捜査を行った都道府県警察において判断すべきものであると考えており、御指摘の「事件」に関してどのような謝罪を行うかについては、鹿児島県警察において適切に判断するものと考えている。

六について

警察庁としては、御指摘の「事件」の無罪判決等により、警察の捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいるものと考えており、当該無罪判決等において指摘された点について深く反省し、取調べに対する監督の強化等の施策を実施しているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三〇円 二二〇円 (本体)